

# 近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書

平成24年6月

近代の庭園・公園等の調査に関する検討会  
文化庁文化財部記念物課

# 目次

はじめに	1
<b>第1章 調査研究について</b>	
1. 調査研究の背景	3
(1)近代の文化遺産の保護・調査	3
(2)近代の庭園・公園等の調査	3
2. 調査研究の経緯	4
3. 調査研究の対象・目的	4
<b>第2章 調査研究の内容</b>	
1. 所在調査の方法	7
2. 「1次選定事例」一覧表の作成	9
3. 評価基準の作成	9
(1)定義及び評価の考え方	15
(2)価値の捉え方	15
(3)評価に当たって考慮する区分	15
4. 重要事例の選定	17
5. 各類型の概要	17
(1)庭園	17
(2)公園	21
(3)植物園	22
(4)墓園	22
(5)並木道	22
(6)施設内(構内)の園地	23
(7)その他	23
<b>第3章 近代の庭園・公園等の評価及び保護</b>	
1. 評価及び保護の視点	25
(1)庭園	25
(2)公園等	25
(3)文献・絵図等の関連資料	26
2. 保護の方策	26
3. 調査の推進	27
4. 指定・登録後の保存管理	27
まとめ	29

## 資料

1. 「1次選定事例」一覧表	33
(1)庭園	35
(2)公園	47
(3)植物園	54
(4)墓園	55
(5)並木道	56
(6)施設内(構内)の園地	58
(7)その他	59
2. 近代の庭園・公園等の調査に関する検討会について(設置要項、委員等名簿・ 開催経過及び主な議題)	61
3. 近代の庭園・公園等に関する調査(アンケート)の実施要領・調査票	63

## 参考

1. 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抄)・登録記念物 登録基準(抄)	69
2. 国及び地方公共団体指定名勝・登録記念物(名勝地)一覧表	71
3. 関連法令集	75

## はじめに

文化庁では、これまで、近代の庭園・公園等の人文的な名勝地について、我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いものを名勝として指定し、それ以外の名勝地のうち、文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録記念物（名勝地関係）として登録し、それぞれ保護の措置を講じてきた。現在のところ、29件の庭園、7件の公園、4件の花樹などの叢生する場所（うち3件は並木道）が指定され、34件の庭園、9件の公園、1件の並木道が登録されている。その他にも、地方公共団体によって、70件以上の庭園・公園等が名勝に指定されている。しかし、全国には、保護の必要性が十分に検討されないまま、都市化及び再開発によって消滅又は改変の危機に瀕している近代の庭園・公園等も数多く存在する。

そのため、文化庁では、平成21年度に専門家から成る「近代の庭園・公園等の調査に関する検討会」を設置し、近代の庭園・公園等に関する調査研究を開始した。本検討会は、丸山宏委員長（名城大学教授）ほか5名の委員により構成され、平成23年度末までに計6回にわたる検討を行った。この調査研究では、近代の庭園・公園等の情報収集をはじめ、文化財として適切な保護を図るために必要な検討を行うことを目的として、全国の都道府県及び市区町村の教育委員会の協力の下に所在調査を実施し、今後、詳細調査の対象とすべきもの及び何らかの保護措置を検討すべきものについて一覧表にまとめ、評価の基準を作成し、保護のための検討を行った。

本報告書は、上記の調査成果及び検討結果をはじめ、近代の庭園・公園等に関する文化財保護の考え方について取りまとめたものである。報告の取りまとめに当たっては、第1章においては、調査研究の背景及び経緯について整理し、対象及び目的を明示した。第2章においては、調査研究の内容について、方法、結果、検討内容を示し、この調査研究の中で作成した評価基準である「評価に関する基本的な考え方」を示した。第3章においては、今後に向けて、近代の庭園・公園等の評価及び保護についてまとめた。また、今回作成した近代の庭園・公園等の全国的な所在についての一覧表である「1次選定事例」一覧表を資料として添付した。



# 第1章 調査研究について

## 1. 調査研究の背景

### (1) 近代の文化遺産の保護・調査

近代の文化遺産の保護については、平成6年9月に文化庁が「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成7年1月に記念物分科会関係の論点を取りまとめ、平成8年7月に近代の文化遺産の全体を対象として、「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究」と題する報告(以下、「報告」という。)の取りまとめを行った。この報告では、近代の文化遺産について一定の価値があるものを適切に保存する必要があること、指定基準の見直しによる指定の推進・登録制度の導入等の必要があること、さらには近代の文化遺産の保護推進のための重点課題として、全国的調査の実施、情報の蓄積・整理の促進等を挙げ、国のみならず地方も保護措置の推進を図る必要があることに言及した。

この報告に先立ち、建造物の分野においては、文化庁の国庫補助事業により都道府県教育委員会が「近代化遺産(建造物等)総合調査」(平成2年度)、「近代和風建築総合調査」(平成4年度)などの全国調査に着手し、建築・土木工学の観点から保護を講ずべき近代化遺産及び近代和風建築を重要文化財として指定する作業が既に進みつつあった。

上記の報告及び先行する建造物関係の調査成果等を踏まえ、平成8年7月には文化庁文化財部記念物課が近代遺跡を対象とする全国調査を開始した。この調査では、近代遺跡の所在・歴史的価値・保存状況等を把握し、報告書を作成するとともに、保護の対象とすべき重要な遺跡の選定を目的としていた。市町村教育委員会による所在調査及び専門家による詳細調査に区分し、所在調査により明らかとなった対象の中から、「近代遺跡の調査等に関する検討会」における検討を通じて、詳細調査を実施すべき対象を絞り込んだ。遺跡の種類別に調査を実施し、平成14年1月には鉱業分野について『近代遺跡調査報告書 一 鉱山一』を刊行した。

その後に記念物課が実施した文化的景観の調査研究においても、所在調査の成果に基づき重要事例を選択するという手法を採用し、その成果をそれぞれ『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』(平成15年6月)、『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』(平成22年6月)として取りまとめた。

### (2) 近代の庭園・公園等の調査

資料2に示すとおり、文化庁では従来から近代の庭園・公園等の指定・登録を進めている。平成20年には、それらの所在に関する全国的なアンケート調査を実施した。この調査は、平成20年1月に各都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会の協力の

下に、「都道府県・市町村指定等の「名勝」に関する調査」の一部として実施したものであり、近代以降(明治時代～昭和20年代)の庭園・公園等で、今後、名勝としての指定又は登録記念物(名勝地)としての登録の候補となる物件」の所在状況の把握を目的とするものであった。アンケートの回答件数は、庭園が約140件、公園が約30件であり、その他に霊園・植物園・果樹園・並木道・ゴルフ場の回答もあった。これらの中には、文化庁で把握しきれていなかった重要な事例も含まれており、調査の意義は十分に認められたが、市区町村ごとの回答件数に偏りが見られたことから、所在状況を網羅的に把握するためには、改めて情報の補足を行うことが求められた。

## 2. 調査研究の経緯

上記の経過を踏まえ、前記のアンケート調査を実施した翌年に当たる平成21年に、「近代の庭園・公園等の調査等に関する検討会」(座長：丸山宏名城大学教授、事務局：記念物課、以下「検討会」という。)を設置し、詳細な調査研究を開始することとなった。検討会の設置要項、委員等名簿、開催状況、主な議題については、資料2に示すとおりである。

## 3. 調査研究の対象・目的

本調査研究では、自然的な名勝地を対象外とし、近代の庭園・公園等の人文的な名勝地を次のような7つの類型に分類した。

①庭園 ②公園 ③植物園 ④墓園 ⑤並木道 ⑥施設内(構内)の園地 ⑦その他

「⑦その他」には、計画的に造られた社寺境内の樹林等、動物園・水族館・遊園地等のうち、造園作品として評価されるもの等が含まれる。

名勝の指定基準(参考1)に掲げられた区分では、主に「一 公園、庭園」、「二 橋梁、築堤」に該当し、その他、人為的に形成された「三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」、「四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所」、「十一 展望地点」に該当するものも想定される。

これらの7つの類型の中には、文化的景観又は近代化遺産(建造物等)、近代遺跡等、名勝以外の文化財の観点からも評価され得るものが含まれているが、すべて調査対象に含めることとした。それは、対象をなるべく広く捉え、比較資料を含め、所在状況を網羅的に把握することにより、事例をもとに近代の庭園・公園の概念を多角的に検討できるようにするためである。そのため、これまで指定・登録の事例がない類型の名勝地についても、広く調査の対象として捉えた。なお、7つの類型の設定については、所在調査開始の際には、調査成果を踏まえ必要に応じて再検討することとしていたが、実際に得られた調査成果は7つの類型に無理なく該当するものであったため、最終的に類型の設定を変更することなく、取りまとめを行った。

年代については、幕末以後に造成され、現在までに造成・開設後50年を経ているものを基本としたが、50年に満たないものの、調査の趣旨から将来を踏まえ、特に情報を把握しておく必要があると認められるものについても対象に含めた。

上記のような近代の庭園・公園等を対象として、本調査研究では主として以下の事項について検討を行うことを目的とした。

- 1) 所在調査の手法及び内容
- 2) 評価の手法及び基準
- 3) 重要事例の選択





## 第2章 調査研究の内容

### 1. 所在調査の方法

所在調査(アンケート)は、資料3に示す実施要領・調査票を作成した後に、各都道府県教育委員会に依頼し、市区町村教育委員会の担当者の協力を得て、調査表に記入を求める方法の下に実施した。平成22年11月に調査依頼を配布し、回答の提出期限を平成23年2月28日とした。

市区町村に配布した調査の実施要領には、関連する出版物・論文等をもとに文化庁において新たに作成した事例の一覧表を添付し、各事例に関する情報の収集・補足を求めるとともに、それ以外の事例を探索するための方法を具体的に示した。また、各事例を名勝の観点から評価する際に参考とすべき視点についても示した。調査票の記入例には、各類型の典型及び特に注目すべき特徴をもつ参考事例を示した。

あらかじめ一覧表に収録した事例の件数は、庭園が400件以上(この他に平成20年に実施したアンケート調査の成果である約180件の一覧表も配布)、公園が『日本公園百年史-附表-』(日本公園百年史刊行会編集、昭和53年、第一法規出版株式会社発行)に収録されている約3,000件、並木道が約20件である。その他に、著名な造園家が作庭・造成に関与した事例について、東京農業大学ガーデンデザイン研究室より一覧表<sup>1</sup>の提供を受け、そのうち所在地が不詳のもの等を除いた約800件を一覧表にして配布した。

候補となる事例を探索する方法のひとつとして、例えば、建造物に関する既往の調査成果を活用することが想定された。「近代化遺産(建造物等)総合調査」では、公園及び並木(道路の一部として)を調査対象に含めた事例がある。また、登録記念物(名勝地関係)の庭園が既に指定・登録されている建造物に伴う事例も数多く見られることから、「近代和風建築総合調査」及び登録有形文化財(建造物)としての登録事例で収集された情報から、庭園の事例を抽出する方法は効果的であると考えられた。

また、近年は景観法の下に景観計画を策定する地方公共団体が増えつつあるが、計画策定時に景観要素として調査・収集されたものの中にも、本調査研究の対象とすべき重要な事例が含まれている可能性が想定された。

市区町村に配布した所在調査の実施要領には、以上のような事例探索の方法を示した。各事例を名勝の観点から評価する際に参考とすべき視点として、「意匠・構成(設計・計画)」、「技術・材料」をはじめ、「時代的特色」、「地域的特色」、さらには無形の要素である「象徴性」、「その他」(場所性等)を挙げた。

<sup>1</sup> 飯田十基・市川之雄・上原敬二・小澤圭次郎・小平義近・椎原兵一・龍居松之助・田中泰阿弥・戸野琢磨・長岡安平・橋本八重三・平山勝蔵・森欽之助が作庭・造成に関与した事例に関する一覧表。

アンケートの開始  
〔平成22年11月〕



アンケート回答の回収  
〔平成23年2月〕



アンケート回答の仮集計  
〔平成23年7月〕



調査成果のまとめ  
(1次選定事例一覧表の作成)  
〔平成24年3月〕

■参考資料として配布したリスト

類型	事例	件数
庭園	H20年度アンケート回答	約180件
	文献調査による事例	約400件
公園	文献調査による事例	約3,000件
並木道	文献調査による事例	約20件
※その他、著名な作家の作品等(東京農業大学提供)		約800件
		計 約4,400件

事務局による修正  
(追加・削除)

■仮集計結果

類型	件数
庭園	929件
植物園	39件
墓園	58件
並木道	76件
施設内の園地等	16件
その他	27件
計 1,145件	

※公園は未集計

事務局による修正 (追加・削除)

- ・第4～6回検討会による検討
- ・市区町村からの追加情報
- ・評価基準の作成

■1次選定事例

類型	件数
庭園	927件
公園	428件
植物園	34件
墓園	31件
並木道	83件
施設内の園地等	14件
その他	28件
計 1,545件	

図1 所在調査(アンケート)実施から1次選定事例一覧表作成までの流れ

## 2. 「1次選定事例」一覧表の作成

平成23年2月以降、市区町村から提出された所在調査の成果を、平成23年度の前半を中心として集計・整理を行った。その過程では、近世以前に属するもの及び名勝以外の文化財類型で保護すべきもの等、明らかに調査対象外と判断されたものを除外した。その結果、第4回の検討会を開催した平成23年7月の時点における各類型の件数は、庭園が929件、植物園が39件、墓園が58件、並木道が76件、施設内(構内)の園地等が16件、その他が27件であり、合計は1,145件となった。その他に、調査依頼時に配布した「著名な造園家ごとの作品の一覧表」に収録された庭園等に関する回答もあった。公園については、あらかじめ情報提供を行った約3,000件の事例に関する回答が寄せられたが、評価が定まらないなどの理由により調査対象外とされた事例も多く、後述する方法の下に一覧表を作成することとした。このような過程を経て、全国的な事例の所在状況及び個々の事例の概要を把握した。

その後、さらに精査を行い、検討会の委員及び出版物等からの情報収集により選定した事例を追加し、「1次選定事例」とした。ただし、公園については、市区町村からの回答に含まれた事例及び『日本公園百年史-総論・各論-』の各論に掲載されている事例から取捨選択し、これらに「日本の都市公園100選」(平成元年、緑の文明学会・社団法人日本公園緑地協会)、「日本の歴史公園100選」(平成18・19年、都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会)、「さくら名所100選」(平成2年、財団法人日本さくらの会)などに選ばれた事例を参考として補足を行った。「1次選定事例」の各類型の件数は、庭園が927件、公園が428件、植物園が34件、墓園が31件、並木道が83件、施設内(構内)の園地等が14件、その他が28件であり、合計は1,545件となった。

この「1次選定事例」は、概ね国又は地方公共団体による名勝としての指定又は登録記念物(名勝地関係)としての登録の候補となり得るものである。ただし、その中には、指定・登録に当たって比較研究の対象とすべき事例をも広く含んでいる。資料1に示した一覧表は、「1次選定事例」から、市区町村への照会を通じて公表に適さないと判断されたもの(例えば、個人所有の庭園等で、所有者が公表を希望していないものなど)を除外して作成したものである。

なお、この「1次選定事例」の一覧表は、今後とも情報収集を継続し、追加、修正等を行うべきものである。

## 3. 評価基準の作成

今回の所在調査によって把握した全国的な事例の所在状況及び個々の事例の概要をもとに、「庭園」及び「公園等」(公園・植物園・墓園・並木道等)の2つに分けて、それぞれ次頁以降に示す「近代の庭園の評価に関する基本的な考え方」、「近代の公園等の評価に関する基本的な考え方」をまとめた。この中で、それぞれ、以下のように、定義及び評価の考え方、価値の捉え方、評価に当たって考慮すべき区分を示した。

## 近代の庭園の評価に関する基本的な考え方

### 1. 定義及び評価の考え方

近代以降に造られた庭園及び近世以前に造られた庭園を近代以降に改修したもので、芸術上又は観賞上の価値が高く、学術上の価値が高いものを重要な事例として評価する。

### 2. 芸術上又は観賞上の価値の捉え方

近代の庭園の芸術上又は観賞上の価値を評価するに当たっては、以下(1)及び(2)の点について考慮する。

- (1) 現状の地形、地割、植物、水、石組、構造物等の諸要素が組み合わさり、独特の景観構成を示していること。
- (2) 当該地方の風土的特色により、独特の景観を示していること。

### 3. 学術上の価値の捉え方

近代の庭園の学術上の価値を評価するに当たっては、基本的に以下(1)～(3)の3点を踏まえ、ア～コに示す区分について考慮する。

- (1) 現状の地形、地割、植物、水系、石組、構造物等が作庭当初のものを継承するとともに、作庭後における重要な変遷の経過をも示していること。
- (2) 作庭及びその後の変遷の経緯等の観点から特質を有するなど、庭園史上における時代的特質を表していること。また、それらに係る資料(文献、写真、図面等)が残されていること。
- (3) 地域性の観点から特質を有していること。

#### 【区分】

- ア. 地方の地主・資産家等の庭園
- イ. 芸術家・学者等の庭園
- ウ. 皇室の庭園
- エ. 旧藩主の庭園
- オ. その他の個人の庭園
- カ. 寺社の庭園
- キ. 公共施設・公開施設・学校・会社・工場等の庭園
- ク. ホテル・料亭等の庭園
- ケ. 花園等の庭園
- コ. その他

#### 4. 指定等による保護に当たり考慮すべき事項

- (1) 津軽・出雲等の特定の地域に集中して分布し、独特の意匠・構造を示す庭園、那須・箱根・相模湾沿岸・熱海・京都・奈良等の別荘地に所在する住宅庭園、金沢等の城下町、足利(織物業)・赤穂(塩業)等の地域産業により発展した都市等の特定の地域に集中的に残る庭園については、芸術上又は観賞上、学術上の価値を有するものを群として保護していく視点が重要である。
- (2) 近代遺跡等、他の分野の文化財に関する調査結果を視野に入れつつ、必要に応じて、史跡等、他の分野の文化財との重複指定について検討する。
- (3) 指定に先立って、登録記念物(名勝地)として登録し、周知を図りつつ保存管理に関する合意形成に努めることも有効である。

#### 5. その他

- (1) 今後とも、芸術上又は観賞上、学術上の価値の観点から精査を継続し、重要事例の一覧表の補足・修正に努めることが重要である。

## 近代の公園等の評価に関する基本的な考え方

### 1. 定義及び評価の考え方

市民が日常の労苦を更生するために自由に集い、憩い、休息することのできる空間として造成され、都市及び地域空間の中核又は中軸を成す近代の公園及び緑地(植物園、墓園、並木道等を含む。以下、「公園等」という。)の中から、風致が優秀で芸術上又は観賞上の価値が高く、学術上の価値が高いものを重要な事例として評価する。

### 2. 芸術上又は観賞上の価値の捉え方

芸術上又は観賞上の価値を評価するに当たっては、以下(1)～(3)の点について考慮する。

- (1) 現状の地形、地割、植物、水、その他の公園施設等の諸要素が組み合わさり、独特の景観構成を示していること。
- (2) 当該地方の風土的特色により、独特な景観を示していること。
- (3) 現状の風致に見る独特の性質が、市民の来訪を促し、日常的に集い、憩い、休息する上での前提条件となっていること。

### 3. 学術上の価値の捉え方

学術上の価値を評価するに当たっては、基本的に以下(1)～(3)の3点を踏まえ、公園〔3-1〕、植物園〔3-2〕、墓園〔3-3〕、並木道〔3-4〕の類型ごとに記す区分について考慮する。

- (1) 現状の地形、地割、植物、水、施設、空間機能等が開設当初のものを継承するとともに、開設・整備後における重要な変遷の経過をも示していること。
- (2) 開設・整備及びその後の変遷に至る経緯等の観点から特質を有するなど、公園等の歴史における時代的特質を表していること。また、それらに係る資料(文献、写真、図面等)が残されていること。
- (3) 地域性の観点から特質を有していること。

#### 〔3-1〕公園

##### 【区分】

- ア. 明治初頭の外国人居留地に関連して設置された公園
- イ. 明治6年(1973)の太政官第16号に基づき開設された公園
- ウ. 明治21年(1888)の東京市区改正条例に基づき開設された公園及びこれと並

行して全国に開設された公園

- エ. 大正12年(1923)の関東大震災の復興を契機として開設された公園
- オ. 昭和15年(1940)の都市計画法改正(「緑地<sup>2</sup>」の創設)に関連して設置された公園
- カ. 第二次世界大戦後の戦災復興計画に基づき開設された公園
- キ. その他

また、江戸時代に遊観地として開放され、事実上、公園としての役割を果たしていたもの(郊外散策地、社寺境内、群衆遊楽地、観賞園地等)についても考慮する。

### [3-2]植物園

#### 【区分】

- ア. 研究・教育が開設の主な目的である植物園
- イ. 市民が憩い休息する場所の提供が開設の主な目的である植物園
- ウ. その他

### [3-3]墓園

#### 【区分】

- ア. 明治初期に開設された墓園(江戸時代の墓地に起源を持ち、後に計画的に修景・整備された墓地を含む)
- イ. 第二次世界大戦以前に計画・開設された東京・大阪の公園墓地及びその他の都市の墓園
- ウ. 第二次世界大戦後に開設された墓園(戦災復興により設置された墓地等)
- エ. その他

また、芸術上又は観賞上の価値の評価に当たっては、花見等の場所として広く知られたもの、外国人墓地等のように独特の景観が形成されているものについても考慮する。

### [3-4]並木道

#### 【区分】

- ア. 道路に沿って植栽されたもの(道路自体の価値と合わせて総合的に評価することが必要)
- イ. 河川の堤防上や水路・湖岸に沿って植栽されたもの

---

<sup>2</sup> 昭和15年(1940)改正の都市計画法において初めて位置づけられた「緑地」は、公園の機能をもつ上に都市防衛、都市の過大化防止策等をかねた広い意味をもち、面積も大きく、農耕地、疎林、水面、草地など自然のままの形態をのこしつつ利用に供される営造物である。用地買収費に対して国庫補助が行われたこともあり、全国の都市において膨大な面積の緑地が都市計画決定され、わが国の公園史上重要なものである。



- ウ. 施設(学校・事業所・研究所等)内の歩道や通路に沿って植栽されたもの
- エ. その他

また、芸術上又は観賞上の価値の評価に当たっては、周辺環境と一体となって良好な風致景観が形成されているものについても考慮する。

#### 4. 指定等の保護に当たり考慮すべき事項

- (1) 東京、大阪、横浜、神戸、京都、名古屋などの大都市圏を中心として、上記した時代的特質を考慮しつつ、当該大都市圏における都市空間及び地域空間の中核又は中軸を成す公園等で、芸術上、観賞上、公園史上の価値を有するものを群として保護していく視点が重要である。
- (2) 近代遺跡等、他の分野の文化財に関する調査結果を視野に入れつつ、必要に応じて、史跡等、他の分野の文化財との重複指定について検討する。
- (3) 指定に先立って、登録記念物(名勝地)として登録し、周知を図りつつ保存管理に関する合意形成に努めることも有効である。

#### 5. その他

- (1) 今後とも、芸術上又は観賞上、学術上の価値の観点から精査を継続し、重要事例の一覧表に補足・修正を加えていくことが必要である。
- (2) 個別の公園等について保存管理計画を具体化する上での基本原則として、公園等に共通して見られる独特の性質に基づき、一般的な保存管理の方針を定めることが必要である。

### (1) 定義及び評価の考え方

庭園については、「近代以降に造られた庭園又は近世以前に造られた庭園を近代以降に改修したもの」と定義した。そのうち、近代以降の改修の程度については、新たな近代の意匠・構成が随所に見られるものなどで、それが当該庭園の全体の価値に対して大きな影響を及ぼしていると認められるものが該当する。

公園等については、「市民が日常の労苦を更生するために自由に集い、憩い、休息することのできる空間として造成され、都市及び地域空間の中核又は中軸を成す近代の公園及び緑地(植物園、墓園、並木道等を含む)」と定義した。それは、規模の大小を問わず、人々の日常生活に深い関わりを持つとともに様々な活動の場となり、都市及び地域空間の中核又は中軸として、都市及び地域の美を形成する公園等については、名勝地としての評価を検討する必要があるとの考えに基づくものである。

評価の考え方については、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」に始まる名勝の指定基準(参考1)に基づき、「芸術上又は観賞上の価値が高く、学術上の価値が高いものを重要な事例として評価する」こととした。具体的には、以下のような視点の下に価値を捉えることとした。

### (2) 価値の捉え方

価値の捉え方は、「芸術上又は観賞上の価値」及び「学術上の価値」の2つの側面から示した。

「芸術上又は観賞上の価値」を評価する場合に考慮すべき点については、「庭園」及び「公園等」に共通するものとして、各事例を構成する「諸要素が組み合わせたり、独特の景観構成を示していること」及び「当該地方の風土的特色により、独特な景観を示していること」の2点を示した。

さらに、「公園等」については、「現状の風致に見る独特の性質が、市民の来訪を促し、日常的に集い、憩い、休息する上での前提条件となっていること」という点を加えた。それは、公園等がその良好な風致によって多くの人々に利用されるとともに、何らかの象徴的な場所としても認知されているような場合には、そのことを適切に評価する必要があるからである。

「学術上の価値」を評価する場合に考慮すべき点については、庭園・公園等の類型に共通するものとして、3点を示した。1つ目はそれぞれの構成要素が当初のものを継承するとともに、作庭、開設・整備後における重要な変遷の経過をも示していること、2つ目は作庭、開設・整備及びその後の変遷に至る経緯等の観点から特質を有するなど、庭園・公園等の歴史上における時代的特質を表わしていること、及びそれらに係る資料が残されていること、3つ目は地域性の観点から特質を有していることである。

### (3) 評価に当たって考慮する区分

全国に所在する近代の庭園・公園等の事例の総数は多く、多様である。そのため、個々の事例を評価するに当たっては、それらの形態・性質の違いにより、7つの類型に分類するとともに、類型ごとにさらに細かな区分を設け、各区分における当該事例の位

置付けを正確に考慮することにより、相対的な性質を明確に把握することが可能となる。以下に、各類型の評価に当たって考慮すべき区分について説明する。

## ア. 庭園

特に庭園については、件数が多く、規模・形態・意匠・材料等多様である。したがって、庭園の評価に当たっては、「近代の庭園の評価に関する基本的な考え方」(p.10-11)に示したように、施主(所有者)又は付随する建物(公共施設・学校・ホテル等)の性質による区分を中心として、その他にも、様式等の指標による区分に基づくことが有効である。

## イ. 公園

公園の評価に当たっては、特に学術上の価値を正當に評価する視点が必要であり、公園史上における各事例の位置付けを正確に捉えることが必要である。それは、日本の近代における公園の概念及び制度の発展の記念となるもので、往時の計画・設計・施工・管理に関する思想・技術を体現しているものについて、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」(参考1)として評価する視点である。

公園に関する概念及び制度の発展の過程については、これまでに多くの学術的な研究が行われており、「公園等の評価に関する基本的な考え方」(p.12-14)に示したように、時代的な区分に基づき、重要な公園を選び出すことが可能である。

## ウ. 植物園

植物園については、上記の3つの類型とは異なり、今回の調査で把握された事例から、それらの評価に当たって有効な時代等による区分の方法を見出すことはできなかった。そのため、評価に当たって考慮すべき区分としては、開設の目的に関する区分を示した。主に「研究・教育を目的とする植物園」には大学等の植物園、「市民が憩い休息する場所の提供を目的とする植物園」には公立植物園等が該当する。植物園の開設・発展に関する時代区分については、今後の学術研究の進展により明らかにされた際に、改めて検討することとしたい。

## エ. 墓園

墓園の評価に当たっても、時代的な区分に基づく評価の視点が重要である。特に、大正12年(1923)に開園した「多磨霊園」(東京都府中市)に初めて用いられた公園墓地という形式に着目し、それ以前のサクラの名所等として知られた墓地とそれ以後の公園的な要素が加味された墓園とに大きく区分することが可能である。

## オ. 並木道

並木道については、いくつかの事例が各々の造営の時代背景を反映していることから、造営の時代による区分も意義があるものと考えられるが、今回の調査では、造営の目的とも密接に関係することとして、並木道の「立地」に基づく区分を示した。「道路に沿って植栽されたもの」としては、都市の軸線を成す道路及び特定の施設への導入路を修景する目的を持つものがあるのをはじめ、「河川の堤防上や水路・護岸に沿って植栽され

たもの」としては、花見の場所を創造する目的を持つものがある。また、「施設(学校・事業所・研究所等)内の歩道や通路に沿って植栽されたもの」としては、施設内の美観を創造する目的を持つものがある。

#### 4. 重要事例の選定

今回の調査は概要のみの所在調査ではあったが、先述のような評価基準を作成し、「1次選定事例」のうち、今後、特に保護措置を充実させる必要性が高いと認められるものについて、検討会による検討を踏まえつつ、重要事例として選定した(資料1)。

今後とも、専門家による現地調査を含めた詳細調査など、引き続き情報収集を継続し、芸術上、観賞上、学術上の価値の観点から精査を行い、選定についての補足・修正を加えていくことが必要である。

#### 5. 各類型の概要

7つの類型ごとの概要については以下のとおりである。

##### (1)庭園

本章第3節において示した評価基準の中では、庭園の区分の一例として、施主(所有者)又は付随する建物等により、ア. 地方の地主・資産家等の庭園、イ. 芸術家・学者等の庭園、ウ. 皇室の庭園、エ. 旧藩主の庭園、オ. その他の個人の庭園、カ. 寺社の庭園、キ. 公共施設・公開施設・学校・会社・工場等の庭園、ク. ホテル・料亭等の庭園、ケ. 花園等の庭園、コ. その他に区分することを示した。このうち、ア～オが個人の庭園であり、それ以外は主に不特定多数の人が利用する庭園である。

それぞれの区分の概要は、次のとおりである。

##### ア. 地方の地主・資産家等の庭園

該当する事例の件数は、この区分に属するものが最も多い。これは、明治時代から昭和初期までの日本社会における地主・資産家等の財力を反映したものであり、寺院及び武家の庭園が多い近世以前とは異なる大きな特徴といえる。庭園の性質も多種多様である。

それらの中には、近代の数寄者等がそれぞれの洗練された美意識の下に造営した庭園の顕著な事例が含まれる。また、大都市で活躍した実業家及び政治家が、近郊の別荘地に造営した庭園の事例も多い。特に、那須・箱根・相模湾沿岸・熱海・京都・奈良には、複数の別荘庭園が現存する。

重要事例の件数は、首都であり近代日本を代表する実業家及び政治家が数多くの大邸宅を築いた東京、及び近代日本を代表する庭師の小川治兵衛が活躍した京都に特に多い。そのうち、代表的な事例としては、「旧渋沢栄一邸庭園」(東京都北区)、「古谿荘庭園」(静岡県富士市)、「野村別邸碧雲荘庭園」(京都府京都市)、「有芳園(住友別邸)」(京都府京都市)などがある。

## イ. 芸術家・学者等の庭園

芸術家・学者等の庭園には、施主の独特の思想又は風景観などが反映されている事例が多く、名勝に指定された事例としては、日本画家である橋本関雪の「白沙村荘庭園」(京都府京都市)、彫刻家である朝倉文夫の「旧朝倉文夫氏庭園」(東京都台東区)、地方公共団体の名勝に指定された事例としては、日本画家である山元春挙の「蘆花浅水荘庭園」(滋賀県大津市)などがある。その他の重要な事例としては、日本画家である川合玉堂の「旧川合玉堂別邸庭園」(神奈川県横浜市)などがある。

## ウ. 皇室の庭園

皇室の庭園としては、東京都内に代表的な事例が3件あり、その他、各地の保養地に所在する皇室の御用邸・別邸の庭園がある。なお、現在も皇室により利用され、全く公開されていないものは調査対象外とした。

東京に所在する代表的な事例としては、大規模な洋風庭園が造られた「新宿御苑」(新宿区)などがある。

皇室の別荘である御用邸・別邸には、「旧高松宮翁島別邸(福島県迎賓館)庭園」(福島県猪苗代町)、「旧沼津御用邸庭園(沼津御用邸記念公園)」(静岡県沼津市)など、湖沼又は海浜に近接し水景の眺望を特徴とするものがあるほか、同じく眺望の良好な芝庭を設けた「旧秩父宮御殿場別邸庭園(秩父宮記念公園)」(静岡県御殿場市)などがある。

国有地又は公有地であることから、公開されているものが多いが、ホテル又は旅館の庭園として継承されているものもある。

## エ. 旧藩主の庭園

明治維新後に華族となった旧藩主が、旧所領地に築造した質の高い邸宅の庭園の事例が各地に見られる。名勝に指定された庭園としては、「毛利氏庭園」(山口県防府市)、「立花氏庭園」(福岡県柳川市)があり、地方公共団体(県)の名勝に指定された庭園としては「旧徳川昭武松戸別邸(戸定邸)庭園」(千葉県松戸市)、「旧堀田正倫別邸庭園」(千葉県佐倉市)がある。

その他の重要事例としては、「盛岡市中央公民館庭園(旧南部家別邸庭園)」(岩手県盛岡市)、「天竜院庭園」(茨城県常陸太田市)、「懐徳館庭園」(東京都文京区)、「旧前田利為侯爵駒場邸庭園(駒場公園)」(東京都目黒区)、「旧長府毛利邸庭園」(山口県下関市)、「鍋島家住宅庭園」(長崎県国見町)、「内藤記念館庭園」(宮崎県延岡市)などがある。

## オ. その他の個人の庭園

金沢・津和野など近世以来の街区を残す城下町、織物業の足利又は塩業の赤穂など地域産業により発展を遂げた都市等において、小規模ながら当該産業に関連して財を成した実業家による複数の庭園が集中的に残っている地域がある。

その他、わずかではあるが、主として昭和初期頃に造営されたコンクリート製で洋風の意匠を持つ池・花壇・パーゴラ等を配置した小規模な住宅庭園の事例が確認される。



## カ. 寺院又は神社の庭園

寺院又は神社の境内に造営された庭園は、近世のみならず近代にも各地に造られており、伝統的な池泉庭園の様式に基づくもののみならず、著名な作庭家が新たな意匠・材料により手がけたものも多い。

昭和時代の注目すべき作庭家である重森三玲は、各地の寺院又は神社の境内に数多くの庭園を残している。そのうち、代表作といえる「東福寺本坊方丈庭園」(京都府京都市)を重要事例とした。

その他、「新勝寺成田山公園」(千葉県成田市)、「北神苑・東神苑」(福岡県太宰府市)が重要事例である。

## キ. 公共施設・公開施設・学校・会社・工場等の庭園

主に近代化に伴って建設された施設に庭園が造営された事例が見られる。

特に注目されるのは学校敷地に造営された庭園であり、重要事例としては「千葉大学園芸学部庭園」(千葉県松戸市)、「宇都宮大学フランス式庭園」(栃木県宇都宮市)のような造園の専門教育にも活用された庭園、「旧米沢高等工業学校前庭」(山形県米沢市)のような校舎前を飾る庭園、「神戸女学院大学中庭」(兵庫県西宮市)のような外国人設計の校舎に囲まれた芝生敷の中庭など、3種類の庭園がある。

「道庁赤れんが前庭」(北海道札幌市)は、官公庁の庁舎の前面に造営された庭園のうち、部分的にはあるが、比較的良好に遺存する事例である。

美術館の庭園には芸術上の価値が高いと思われるものが多く、重要事例とした「箱根美術館庭園」(神奈川県箱根町)のほか、作庭後50年を経っていないものをも含め、意匠上優秀な庭園が複数認められる。

会社又は工場の庭園については、所在を把握できた件数がそれほど多くない。文献等により作庭されていることは知られるものの、消失したもの又は非公開とされているものなどもあり、今後の情報収集が必要である。

## ク. ホテル・料亭等の庭園

ホテル・料亭等の庭園には重要事例として評価されるものが認められなかったが、この種の庭園は各地に所在しており、今後、詳細な調査によって高く評価されるものが明らかとなる可能性がある。

## ケ. 花園等の庭園

主な事例は、梅林及びつつじ園であり、名勝の指定基準の「三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」として評価される。「熱海梅林」(静岡県熱海市)は、明治19年(1886)の完成当初より公開されてきたものである。

## コ. その他

その他、城跡又は農場に造営された庭園等が見られる。そのうち、「岸和田城八陣の庭」(岸和田市)は昭和時代の作庭家である重森三玲の作品であり、岸和田城復興天守閣の最上階からの俯瞰のみならず、庭園の四周を巡ることにより、多角的な視点から鑑

賞できるよう設計されており、その立地も含め新しい性質を持つ庭園である。

しかし、今回の調査では、その他の分野の事例として、特に様式・立地・材料等が従来の庭園の概念を大きく超えるような事例は認められなかった。

以上のような区分の他に、和風庭園・洋風庭園・芝庭等の庭園の様式ごとに概要をまとめると、以下ようになる。

### 和風庭園

和風庭園には、近世以前に主流であった抽象的な石組を主題とする手法を継承したものはじめ、近代になって流行した作為的でない自然風景の再現を特徴とする「自然主義」と呼ばれる様式のもの、さらには施主又は作庭家による独特の作風が加味された庭園等があり、その件数は最も多い。

作庭流派・作庭家に着目すれば、大石武学流と呼ばれる流派に属する津軽地方の複数の庭園のほか、小川治兵衛・重森三玲・田中泰阿弥・長岡安平等の著名な作庭家が関与した庭園等については、これまでも名勝としての指定又は登録記念物(名勝地関係)としての登録が進んでいる。今回の調査では、これらの作庭流派・作庭家の他の作品についても情報を収集することができた。今後は、それらの保護措置を適切に講ずるとともに、それ以外の作庭流派・作庭家の作品にも注目しつつ、さらに調査を進めることが重要である。

### 洋風庭園

特に近代以降になって新たに造られるようになった庭園の様式には、洋風庭園及び住宅の芝庭等がある。

これらのうち、洋風庭園については、本格的なものは主に明治時代の後期以降に作庭されており、皇室関係の庭園の事例としては、先述した「新宿御苑」などがある。住宅に造営された洋風庭園については、ジョサイア・コンドルが設計した洋館に伴う庭園などがあり、既に名勝に指定された「旧古河氏庭園」(東京都北区)の花壇をもつ庭園もそのうちの一つである。また、「日比谷公園」(東京都千代田区)、「強羅公園」(神奈川県箱根町)のように、公園の中に洋風庭園が残されている事例も認められる。その他、「キ・公共施設・公開施設・学校・会社・工場等の庭園」においても言及したように、学校の敷地内に造営された洋風庭園の事例がある。

### 住宅の芝庭

現存するものの年代は、主として明治時代の中頃以降に当たり、皇室関係の庭園の事例として、「沼津御用邸記念公園(旧沼津御用邸)」(静岡県沼津市)などがある。旧藩主又は実業家の住宅庭園の事例には、千葉県の名勝に指定されている「旧徳川昭武松戸別邸(戸定邸)庭園」(松戸市)、「旧堀田正倫別邸庭園」(佐倉市)のほか、「旧渋沢栄一邸庭園」(東京都北区)がある。

## (2)公園

先述のように、公園については、特に学術上の価値を正當に評価する視点が必要であり、公園史上における各事例の位置付けを正確に捉えることが必要であることから、評価基準には、公園開設に関する制度の時代的な区分を示した。各区分の概要とそれぞれの顕著な事例については次のとおりである。

### ア. 明治初頭の外国人居留地に関連して設置された公園

この区分には、主に開港地に限られるが、近代日本の最初期に開設された公園が含まれる。既に名勝として指定されている「山手公園」(神奈川県横浜市)、登録記念物(名勝地)として登録されている「函館公園」(北海道札幌市)、同じく「東遊園地」(兵庫県神戸市)などがある。

### イ. 明治6年(1874)の太政官布告第16号に基づき開設された公園

明治6年(1874)の太政官布告第16号は、日本における公園開設に係る最初の制度である。従来の「群集遊観ノ場所」を公園とするというものであったが、この布告により、明治20年(1887)頃までに全国で約80ヶ所の公園が設置された。未指定・未登録のものでは、「上野恩賜公園」(東京都台東区)、「住吉公園」(大阪府大阪市)、「浜寺公園」(大阪府堺市)、「蓮池公園」(佐賀県佐賀市)などがあり、これらを重要事例とした。

### ウ. 明治21年(1888)の東京市区改正条例に基づき開設された公園及びこれと並行して全国に開設された公園

明治21年に公布された東京市区改正条例は、日本における都市計画に関する初めての制度である。これにより、都市計画的に適切な公園配置が検討されるようになり、新たな造成による大小の公園が誕生した。大正7年(1918)には、横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市にも準用され、翌8年(1919)に公布された都市計画法(旧法)へと発展した。代表的な事例としては、重要事例とした「日比谷公園」(東京都千代田区)がある。

### エ. 大正12年(1923)の関東大震災の復興を契機として開設された公園

大正12年(1923)の関東大震災以後、主として東京及び横浜の都心部においては、復興事業の一環として震災復興公園が整備された。登録記念物(名勝地関係)として登録されている「山下公園」(神奈川県横浜市)は、その代表的な事例である。東京都内に現存する貴重な震災復興小公園である「元町公園」(東京都文京区)を重要事例とした。

### オ. 昭和15年(1940)の都市計画法改正(「緑地」の創設)に関連して設置された公園

昭和15年に改正された都市計画法に初めて位置づけられた「緑地」は、公園の機能をもつ上に都市防衛、都市の過大化防止策等を兼ねた広い意味をもち、面積も大きく、農耕地・疎林・水面・草地など自然のままの形態をのこしつつ、利用に供される営造物である。用地買収費に対して国庫補助が行われたこともあり、全国の都市において膨大な面積の緑地が都市計画決定された(『日本公園百年史-総論・各論-』による)。東京では都市計画法の改正と前後して、現在、「砧公園」(東京都世田谷区)となっている砧緑地



などの6大緑地(ほかに、神代・小金井・舎人・水元・篠崎)が設定された。そのほか、「服部緑地」(大阪府豊中市)を重要事例とした。

#### **カ. 第二次世界大戦後の戦災復興計画に基づき開設された公園**

第2次世界大戦の空襲で破壊された都市の復興のために、昭和21年(1946)に特別都市計画法が制定され、全国115の指定都市において、戦災復興都市計画が定められ、土地区画整理事業を中心として復興が進められた。戦災都市の防災対策と美観創出が考慮され、戦災地復興計画基本方針(昭和20年閣議決定)には、公園のみならず、公園道路ほかの緑地を系統的に配置することなどが規定された。これに該当する事例としては、既に名勝に指定されている「平和記念公園」(広島県広島市)などがある。

### **(3) 植物園**

開設が明治初期にまでさかのぼる植物園の事例は東京大学の「小石川植物園」(東京都文京区)、「北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園」(北海道札幌市)であり、ともに明治10年代に開設されたものである。その後においても、「東京大学大学院理学系研究科附属植物園日光分園(日光植物園)」(栃木県日光市)をはじめ、各大学において植物園の開設が進んだ。

庭園の類型に分類した「新宿御苑」(東京都新宿区、明治39年設置)は、その前身である内藤新宿試験場(明治5年設置)、新宿植物御苑(同12年設置)の時代から、果樹・野菜等の研究が行われ、植物園の要素も併せ持った施設である。

大正時代後期から昭和時代初期には、後に植物園となる試験林・実験場等が各地に開設されるようになる。今回の調査では、全国に設置された試験林又は実験場等の網羅的な把握はできなかったが、その中には名勝の観点から評価し得る事例もある可能性がある。「京都府立植物園」(京都府京都市)は、この時期に開設された公立植物園の早い事例である。

第二次世界大戦後、昭和20年代は特定の植物に専門化した植物園が開設されるようになり、昭和30年代には「神代植物公園」(東京都調布市)をはじめ、市民に対するレクリエーションの場の提供を目的とする植物園が多く開設されるようになった。

### **(4) 墓園**

墓園は、明治時代初期に開設され、サクラの名所ともなった「青山霊園」(東京都港区)、「谷中霊園」(東京都台東区)をはじめ、従来の墓地が持つ風致景観の改善を目的として開設された公園墓地の最初の事例である「多磨霊園」(東京都府中市)、同様の目的で開設された公園墓地である「東京都八柱霊園」(千葉県松戸市)を重要事例とした。サクラの名所として知られる墓園のみならず、風致景観が優秀な場所を選んで立地した墓園についても、適切に評価する視点が重要である。

### **(5) 並木道**

並木道における植栽の目的は、主に、都市の軸線街路を強調し、何らかの記念事業の一環として道路を装飾すること、特別な建物の前面又はその周囲を装飾すること、花

見等の憩いの場を造成することの3種類に区分できる。植栽される樹種はサクラが最も多く、これにマツ・イチョウ・ケヤキなどが続く。

現存する近代以来の並木道の古い事例は北海道に複数見られ、すべて明治9年(1876)以前のものである。「造幣局の通り抜け」(大阪府大阪市)は、明治16年(1883)に一般公開が開始された多種のサクラから成る並木道である。大学構内の並木道では、明治後期に造成された古い事例が確認できる。都市計画事業に伴うものとしては、大正時代末期に国家事業の一環として造成された「明治神宮外苑いちよう並木」(東京都港区・新宿区)があるほか、地方都市の軸線街路整備に伴って造成された複数の並木道の事例がある。

その他、東京の都心部には明治時代末期の並木道が残り、郊外における大学周辺及び住宅地の街区には大正時代後半に端を発する並木道の事例が複数見られ、都市の拡大・発展に伴って並木道の造成も進展した経過がうかがえる。

なお、並木道については、戦災等で失われた後にも再生され、市民に親しまれ続けてきたものが多い。このような事例についても、名勝の観点から評価することが可能である。

#### (6) 施設内(構内)の園地

大学キャンパス、団地、研究所、学校、寺院、会社の各敷地内に造営された園地の事例などがある。

#### (7) その他

その他の事例として「明治神宮内苑」(東京都渋谷区)、「樫原森林遊苑」(奈良県橿原市)を重要事例とした。これらは、林学・農学・造園学等の近代的な技術を用いて造成された人工林である。明治神宮については、先述のように「明治神宮外苑いちよう並木」も重要な事例であり、内苑に含まれる明治時代前期の庭園の部分(御苑)にも十分着目しつつ、両者を一体的に評価して保護する視点が重要である。

この他には、動物園、特定の設計意図の下に緑化・造園が行われた場所等の事例がある。



## 第3章 近代の庭園・公園等の評価及び保護

### 1. 評価及び保護の視点

近代の庭園・公園等の評価は、先述のそれぞれの「評価に関する基本的な考え方」(p.10-14)において示した「芸術上又は観賞上の価値」及び「学術上の価値」の捉え方、及び評価に当たって考慮すべき区分に基づき行うことができる。本章においては、それ以外に、評価及び保護に当たり考慮すべき事項を記すこととする。

#### (1)庭園

##### ア. 一群のものとしての保護

「近代の庭園の評価に関する基本的な考え方」(p.10-11)において示したように、特定の地域に集中して所在し、相互に関連性をもつ庭園については、一群のものとしての評価・保護を検討することも必要である。それらは、各々の地域に根付いた庭園文化の有り様を示すものであり、各庭園が作庭された歴史的背景、意匠・構成に見られる共通性など、相互の関連性を明らかにしつつ、当該地域の文化的文脈の中で正当に評価し、一体的に保護していく視点が重要である。このことは、公園等についても同様である。ただし、単独で残されているものについても、地域に固有の造園文化の一端を伝えるものとして、適切に評価することが重要である。

##### イ. 資産家の邸宅の庭園

庭園については、地方の大規模な地主及び地域産業の急成長に伴い、財力を蓄えた資産家層が自邸に築造した庭園の件数が特に多く、全国各地に事例が見られる。このような地主及び資産家層には、政財界の中心人物として地域社会に貢献したり大きな影響を与えたりした人物が多く、庭園を伴う彼らの邸宅は地域の近代史を理解する上で重要な価値又は意義を持つ。それらのうち、既に名勝に指定されているものは、住宅の敷地全体が指定範囲とされ、建造物を含めた一体の価値評価の下に、保護されている事例がほとんどである。

#### (2)公園等

近代に開設された公園の件数は、全国で3,000件以上にのぼる。それらは、各時代の社会的な要請により変容しているものが多く、開設当初の施設及び景観を完全に留めているものはほとんど存在しない。また、同種の事例も多く、個々の公園の特質・価値を一見して見抜くことが困難な場合も多い。

しかし、公園が近代化に伴い都市計画の施設として初めて導入されたものであり、多くの人々の生活に深い関わりを持ち、都市及び地域的な諸活動の場として重要な役割を果たしてきたことを考慮すれば、そのような公園は地域における近代の歴史・文化を理

解する上で、重要な文化資産であることは論を待たない。

公園は各種の記念事業・博覧会の開催会場として活用されるとともに、文化・教育・スポーツ、休養・娯楽等、様々な活動に関する施設が集散的に立地する場合も多いため、結果的に開設当初の状態を留めることはなくとも、その反面、当該都市の発展の過程を体現し、近代という時代性をよく伝えるものとして捉えることもできる。

また、例えば城跡の公園は、史跡として近世までの歴史上の価値が高く評価される場合も多いが、近代以降においても、かつての地域の象徴に対する人々の思いに加え、その立地、地形・石垣・建造物・みどり・水等により形成された歴史性の感じられる風致景観等に恵まれ、必然的に地域の代表的な名所として親しまれる性質を備えているものも多い。

このように、公園等については、風致景観だけでなく、近代以降の地域社会と相互に影響を与え合ってきたことについても、多角的な視点に基づき適切に評価を行うことが重要である。そして、その保存管理においては、史跡をはじめ名勝以外の文化財の観点も考慮しつつ、調和の取れた考え方・手法について検討する必要がある。

### (3) 文献・絵図等の関連資料

近代の庭園及び公園等の中には、築造及び改修の目的及び背景、形態及び景観の変遷、保存管理の状況等を示す作事記録等の文献・絵図・写真等が残されているものも少なくない。また、これらの中には、往時の所有者又は来訪者等によるそれぞれの名勝地の利用実態を読み取ることができるものもある。そのような動産である関連資料等についても、不動産としての庭園・公園等とともに適切に評価し、記録の作成を行い、保護の対策を講ずる必要がある。

## 2. 保護の方策

「1次選定事例」としてまとめたものは、国又は地方公共団体による名勝としての指定又は登録記念物(名勝地関係)としての登録の候補である。したがって、今後は、市区町村教育委員会において、さらなる価値評価及び保護に向けた調査の実施を積極的に検討することが望ましい。そのような調査の結果に基づき、積極的に保護すべきものとされた事例については、国又は地方公共団体による指定・登録の作業を速やかに進めることが必要である。

価値評価が定まっていない場合には、当面の間、登録制度を活用して保護を図ることも必要である。所有者及び地域住民に文化財としての周知を図ることにより、文化財としての意義又は本質的な価値についての適切な認識を深め、それらに最大限配慮した保存管理を促し、改修が行われる場合においても、不用意に変更が加えられることにより価値の低下を招いたりすることのないよう努めることが重要である。また、調査が実施され、その本質的な価値が一定程度把握された時点で、指定・登録前の段階であっても、上記のような保存管理の基本的な考え方について、所有者及び関係者とも合意形成を図ることが望ましい。

「重要事例」として選定したものは、市町村教育委員会において指定に向けた調査・準備を進めることが望ましい。その際、事例の性質によっては、遺跡・文化的景観・有形文化財



等、名勝地以外の視点からの評価に基づき、保護措置を講ずることが適切な場合もあることを考慮する必要がある。

また、名勝地は特に風致景観の観点から評価されるものであることから、周辺環境について保護の対策を講ずることも重要である。例えば、東京都では東京都景観条例において大規模建築物等景観形成指針を定めており、文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導を行っている。この指針は、庭園内からの眺望が保全されるよう、庭園外周から概ね1 km の範囲において計画される建築物等の色彩等を適切に誘導することを目的としている。また、壁面広告物については、庭園等から見える範囲に表示してはならないという基準が設けられている。

### 3. 調査の推進

文化財としての庭園・公園等の価値を評価するためには、学術的な詳細調査を実施する必要があり、その評価に基づき、保護の対象をより細かく把握することが可能となる。

今回の調査研究では、その第一段階として、既に地方公共団体が庭園の所在調査を実施し、数多くの庭園に関する情報を把握している事例が見られた。

県が主体となり、県内の庭園に関する総合的な調査を実施している事例も見られる。秋田県・山形県・埼玉県・新潟県・静岡県・滋賀県・兵庫県・島根県・山口県などである。

例えば、兵庫県では、平成12年の兵庫県文化財保護審議会の提言を受けて、登録有形文化財制度を担う人材育成として、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）制度を発足させた。この制度は、講習会を修了した建築士等が歴史的な建造物を探索し、評価・修理・保存に当たるとともに、活用方法の側面から教育委員会及び所有者に助言を行うことを目的としており、近年、庭園についても同制度の下での取組が進められている。

市・町の事業では、例えば、足利市及び津和野町には古い町並みが残されており、歴史文化基本構想の策定に取り組む過程で文化財の総合的把握の調査を行い、庭園の情報についても収集に努めている。その他にも、京都市のように市内の大学と連携して庭園の調査を進めている事例なども見られる。

また、公園の改修に際しては、改修の対象となる施設について学術的な調査が十分に行われずに、価値が適切に認識されないまま、工事が開始されてしまう傾向も見られる。したがって、老朽化が進み、機能的に改変を迫られる前に、適切に調査を実施し、保護の対象を明らかにする必要がある。

今後は、市町村教育委員会が実施する重要事例の調査事業に対して、文化庁が経費等を補助できるように努めることも課題である。

### 4. 指定・登録後の保存管理

指定・登録後は、それぞれの文化財の本質的価値とそれを構成する要素を明確にした上で、維持管理、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の

取扱方針を含めた保存管理に関する基本的な考え方を保存管理計画としてまとめ、それを関係者が共有し、運営のための体制を整備することが重要である。特に、庭園・公園等は今日も一般に供用され続けているものが多く、現状変更等の許可・届出が不要な日常的管理行為の範囲を定めておくことが必要である。

例えば、名勝に指定された人工林の中には、林叢のみならず、砂防植林のために構築された石垣等も本質的価値を構成する要素とされている事例があり、植生調査(概ね5年に一度の継続調査)及び病虫害対策・安全対策等調整間伐が日常的な管理行為として行われている事例がある。また、名勝に指定された墓地では、本質的価値を構成する要素を、全域の墓地地割・景観、墓地共用施設(園路等)、記念碑・慰霊塔、墓碑・墓石(著名な人物や歴史的な事故の被害者等のもの)とし、墓地共用施設の園路、門扉、柵が破損した際の補修、墓地内の樹木の整枝・剪定、枯損木の伐採・枯枝の除去等については、日常的管理の範囲とみなしている事例もある。ただし、バリアフリーに対応するための園路などの計画的な改修については、現状変更等の許可が必要な行為と規定している。

また、名勝に指定されているソメイヨシノ等の並木道では、施肥、病虫害防除、鳥獣忌避剤散布、草刈り、生長促進のための整枝剪定、病虫害被害枝・枯れ枝の除去を、日常的な管理行為と規定している事例がある。

その他、特に公園等は、利活用に関する様々な要請との調整の過程で、一定程度の変容を遂げてきたものが多いことから、必ずしも現状を凍結的に保存すべきものではないことについて十分考慮することが重要である。既に指定・登録された公園においては、本質的な価値を構成する要素が特定されており、改修等の現状変更が行われる場合には、事前にそれらの構成要素に影響が及ばないような計画が立てられ実施されている。

指定・登録後の保存管理に当たっては、先行するこれらの取組を十分参考とする必要がある。

## まとめ

本調査研究において実施した調査は、概要を中心とする所在調査ではあったが、近代の庭園・公園等の評価基準を作成し、重要事例を含めた一覧表を作成することができた。さらに精緻な評価を行うためには、専門家による現地調査を含めた詳細調査が必要であるが、現時点において近代の庭園・公園等の全国的な所在状況及びそれらの概要を把握できたことは、大きな成果であったといえる。

今後、文化庁では、調査研究の成果をもとにして、指定・登録、保存管理に関する取組をさらに進めていくことが必要であると考えている。また、各地方公共団体においても、「1次選定事例」の一覧表に記載された名勝地について、調査及び保護の取組が推進され、地域の文化遺産としての周知が図られることを期待したい。

多くの庭園・公園等は、利用や機能面において周辺環境と密接な関係を持っており、庭園・公園等を適切に保護するためには、周辺の地域を含めた景観計画や都市計画との連携が不可欠である。また、庭園・公園等は、地方公共団体の公園・河川・観光等の部局によって管理・活用されている場合も多く、近年は歴史・文化に着目した地域活性化の試みが全国各地で盛んに実施されている。したがって、本報告書が都市計画及び地域振興などの幅広い分野の関係者にも活用され、その結果、庭園・公園等が地域の文化遺産として十分に認識され、将来にわたり継承されていく第一歩となることを期待したい。

最後に、所在調査にご協力いただいた全国の都道府県・市区町村の担当者、庭園等の所有者、その他関係各位に厚く謝意を表する次第である。





# 資料編

資料 1. 「1次選定事例」一覧表

資料 2. 近代の庭園・公園等の調査に関する検討会について  
(設置要項・委員等名簿・開催経過及び主な議題)

資料 3. 近代の庭園・公園等に関する調査（アンケート）の実施要領

参考 1. 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）・  
登録記念物登録基準（抄）

参考 2. 国及び地方公共団体指定名勝・登録記念物（名勝地）一覧表

参考 3. 関係法令集



## 資料 1

### 「1次選定事例」一覧表

## この一覧表について

### 1. 選択の基準

【1次選定事例】：国または地方公共団体による指定・登録の候補（ただし、それらの比較資料となるものを含む。また、地方公共団体により既に指定・登録されているものを含む。）

【重要事例】：1次選定事例のうち重要なもの

### 2. 類型

- (1) 庭園
- (2) 公園
- (3) 植物園
- (4) 墓園
- (5) 並木道
- (6) 施設内（構内）の園地
- (7) その他

### 3. 類型ごとの件数

	1次選定事例	左のうち本表に掲載した事例	重要事例	左のうち本表に掲載した事例
(1)庭園	927	681	102	85
(2)公園	428	397	60	50
(3)植物園	34	32	5	5
(4)墓園	31	20	4	4
(5)並木道	83	69	5	4
(6)施設内(構内)の園地	14	10	1	0
(7)その他	28	24	2	2
合計	1,545	1,233	179	150

- ※ この一覧表は、本調査の成果として作成した「1次選定事例」から、市区町村への照会を通じて公表に適さないと判断されたもの（例えば、個人所有の庭園等で所有者が公表を希望していないものなど）を除外したものである。
- ※ 各事例の名称は、市区町村アンケートの回答に記されたものを基本としたが、事務局において変更したものもある。
- ※ 事例の中には、特にそれと明記していない場合でも、非公開であり一般の見学依頼を受け入れていないものが含まれる。

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1			北海道	札幌市	道庁赤れんが前庭
2			北海道	函館市	高龍寺庭園
3			北海道	小樽市	旧青山家別邸庭園
4			北海道	北見市	江部邸庭園
5			北海道	伊達市	伊達市開拓記念館庭園
6	重要	町	北海道	二海郡八雲町	梅村庭園
7			北海道	檜山郡江差町	旧関川家別荘庭園
8			北海道	余市郡余市町	旧今邸園
9			北海道	余市郡余市町	旧下ヨイチ運上家庭園
10			北海道	夕張郡長沼町	東庭園
11			北海道	室蘭市	知利別会館庭園 ※非公開
12			青森県	弘前市	一閑人庭園
13	重要	県	青森県	弘前市	成田家庭園
14	重要	県	青森県	弘前市	貞昌寺庭園
15	重要		青森県	弘前市	藤田記念庭園
16			青森県	五所川原市	阿部家庭園
17			青森県	五所川原市	旧津島家住宅庭園
18			青森県	平川市	尾上公民館庭園
19			青森県	上北郡野辺地町	旧野村氏庭園
20			岩手県	盛岡市	一ノ倉邸庭園
21			岩手県	盛岡市	賜松園
22			岩手県	盛岡市	武田邸庭園
23			岩手県	盛岡市	南昌荘庭園
24	重要		岩手県	盛岡市	盛岡市中央公民館庭園(旧南部家別邸庭園)
25			岩手県	釜石市	石応禅寺庭園 ※非公開
26			岩手県	二戸市	古稀園
27			岩手県	胆沢郡金ヶ崎町	千田正記念館庭園
28			宮城県	仙台市	東北帝大医学部中庭
29			宮城県	仙台市	輪王寺庭園
30			宮城県	塩竈市	志波彦神社鹽竈神社神苑
31			宮城県	白石市	碧水園
32			宮城県	角田市	旧氏丈邸庭園
33			宮城県	角田市	高蔵寺庭園
34	重要		宮城県	登米市	不老仙館庭園
35			宮城県	亙理郡山元町	大條家庭園 ※東日本大震災により被災
36			宮城県	遠田郡美里町	野田家庭園
37			秋田県	横手市	清真苑
38			秋田県	横手市	佐藤家庭園
39			秋田県	横手市	高橋哲夫家庭園
40			秋田県	横手市	塩田家庭園
41			秋田県	横手市	蔵光院庭園
42	重要	県	秋田県	大館市	鳥瀧会館(旧鳥瀧家住宅)庭園
43			秋田県	男鹿市	古仲家庭園
44			秋田県	男鹿市	大龍寺水楽亭庭園
45			秋田県	由利本荘市	茶室天鷲庵茶庭
46			秋田県	潟上市	小玉家住宅庭園
47			秋田県	仙北郡美郷町	坂本東嶽邸庭園
48			山形県	山形市	緑町庭園(洗心苑)
49			山形県	米沢市	上杉記念館庭園
50			山形県	米沢市	上杉神社庭園
51	重要		山形県	山形県	旧米沢高等工業学校本館前庭
52	重要		山形県	酒田市	寄暢亭庭園
53	重要		山形県	酒田市	清亀園
54			山形県	上山市	法円寺千種園
55			山形県	長井市	旧丸大扇屋前庭
56			山形県	長井市	旧丸万旅館中庭
57			山形県	長井市	やませ蔵庭園
58			山形県	天童市	御苦楽園
59			山形県	天童市	仲野半四郎氏庭園
60			山形県	東村山郡中山町	柏倉家住宅庭園

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
61			山形県	西村山郡河北町	安部権内家庭園
62			山形県	西村山郡河北町	河北町紅花資料館庭園
63			山形県	西村山郡大江町	巨海院庭園
64			山形県	東置賜郡川西町	掬粋巧芸館庭園
65			山形県	東置賜郡川西町	高德寺庭園
66			山形県	東置賜郡川西町	高橋誠一郎宅庭園
67			山形県	東置賜郡川西町	東陽寺庭園
68			山形県	飽海郡遊佐町	佐藤家庭園
69			山形県	飽海郡遊佐町	渋谷家庭園
70			福島県	会津若松市	旅館向瀧庭園
71			福島県	本宮市	蛇の鼻遊楽園
72			福島県	伊達郡桑折町	陣屋の杜公園
73			福島県	耶麻郡猪苗代町	天鏡閣(旧有栖川宮翁島別邸)庭園
74	重要		福島県	耶麻郡猪苗代町	福島県迎賓館(旧高松宮翁島別邸)庭園
75			福島県	西白河郡西郷村	軍馬補充部白河支部事務所庭園
76	重要		茨城県	常陸太田市	天竜院庭園
77			茨城県	北茨城市	茨城大学五浦美術文化研究所庭園
78	重要		栃木県	宇都宮市	宇都宮大学フランス式庭園
79			栃木県	足利市	大島家庭園
80			栃木県	足利市	荻野家庭園
81			栃木県	足利市	小崎家庭園
82			栃木県	足利市	柿沼家庭園
83			栃木県	足利市	勝倉家庭園
84			栃木県	足利市	旧木村家庭園
85			栃木県	足利市	鶏足寺庭園
86			栃木県	足利市	泗南社庭園
87			栃木県	足利市	新藤家庭園
88			栃木県	足利市	相洲楼庭園
89			栃木県	足利市	田沼家庭園
90			栃木県	足利市	長家庭園
91			栃木県	足利市	徳正寺庭園
92			栃木県	足利市	新里家庭園
93			栃木県	足利市	初谷(幸夫)家庭園
94			栃木県	足利市	真尾家庭園
95			栃木県	足利市	増岡家庭園
96			栃木県	足利市	増田家庭園
97			栃木県	足利市	松村家庭園
98			栃木県	足利市	みやこ旅館庭園
99			栃木県	足利市	モトクロス工業庭園
100			栃木県	足利市	山藤家庭園
101			栃木県	足利市	山室家住宅庭園
102			栃木県	足利市	山口家庭園
103			栃木県	足利市	世取山家庭園
104			栃木県	鹿沼市	掬翠園
105			栃木県	鹿沼市	古峯園
106			栃木県	日光市	敵菜窩(五百城文哉ロックガーデン)
107			栃木県	日光市	浩養園
108	重要		栃木県	日光市	日光田母沢御用邸記念公園
109			栃木県	大田原市	雲巖寺庭園
110			栃木県	那須塩原市	戸田農場事務所庭園
111			栃木県	那須塩原市	藤田農場事務所庭園
112			栃木県	那須塩原市	大山巖別邸洋館庭園
113			栃木県	那須塩原市	那須開墾社第二農場庭園
114			群馬県	高崎市	高崎哲学堂(旧井上房一郎邸)庭園
115			群馬県	桐生市	桐生市水道水源地庭園
116	重要		群馬県	太田市	中島知久平邸庭園
117			群馬県	甘楽郡甘楽町	住宅庭園(1件)
118			埼玉県	さいたま市	久伊豆神社神苑
119			埼玉県	さいたま市	二木屋庭園
120		市	埼玉県	熊谷市	星溪園

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
121		市	埼玉県	川口市	川口市母子福祉センター(旧鋳物問屋鍋平別邸)庭園
122			埼玉県	川口市	川口市立文化財センター分館(旧田中家住宅)庭園
123			埼玉県	行田市	成趣園
124			埼玉県	春日部市	藤花園
125		市	埼玉県	入間市	豊泉寺の庭園
126		市	埼玉県	ふじみ野市	竹親庭(三上家庭園)
127	重要		埼玉県	比企郡川島町	遠山記念館付属庭園
128			埼玉県	北葛飾郡松伏町	観音寺庭園
129	重要		千葉県	松戸市	千葉大学園芸学部庭園
130	重要	県	千葉県	松戸市	旧徳川昭武松戸別邸(戸定邸)庭園
131	重要		千葉県	成田市	新勝寺成田山公園
132	重要	県	千葉県	佐倉市	旧堀田正倫別邸庭園
133			千葉県	柏市	旧吉田氏庭園
134			千葉県	流山市	旧秋元家庭園
135		区	東京都	港区	旧岩崎邸庭園(国際文化会館庭園)
136	重要		東京都	港区	根津美術館庭園
137	重要		東京都	新宿区	新宿御苑
138	重要	都	東京都	文京区	旧安田楠雄邸庭園
139	重要		東京都	文京区	懐徳館庭園
140			東京都	文京区	瀬川功(旧古市公威邸)庭園
141	重要		東京都	文京区	椿山荘庭園
142			東京都	文京区	東京大学育徳園心字池(三四郎池)
143			東京都	台東区	上野動物園閑々亭の前苑
144			東京都	台東区	日本芸術院会館庭園
145			東京都	墨田区	カネボウ公園
146			東京都	墨田区	弘福寺庭園
147			東京都	墨田区	照田家住宅庭園
148			東京都	墨田区	震災記念堂庭園
149			東京都	墨田区	立花大正民家園
150	重要	都	東京都	江東区	清澄庭園
151	重要		東京都	目黒区	駒場公園(旧前田利為侯爵駒場邸庭園)
152			東京都	世田谷区	旧猪股猛邸(現 成城五丁目猪股庭園)
153			東京都	世田谷区	旧小坂家住宅庭園(現 瀬田四丁目広場)
154			東京都	世田谷区	蘆花恒春園
155			東京都	杉並区	角川庭園
156			東京都	杉並区	東京女子大学本館前庭
157	重要		東京都	北区	旧渋沢栄一邸庭園
158	重要		東京都	葛飾区	山本亭庭園
159			東京都	三鷹市	泰山荘庭園
160			東京都	青梅市	玉堂美術館庭園
161			東京都	町田市	香山園
162			東京都	町田市	武相荘庭園
163			東京都	小金井市	滄浪泉園
164			東京都	小金井市	美術の森緑地
165			東京都	小金井市	浴恩館公園
166		市	東京都	日野市	百草園
167	重要		神奈川県	横浜市	旧川合玉堂別邸庭園
168			神奈川県	川崎市	寿屋川崎工場庭園
169		市	神奈川県	相模原市	相模女子大学フランス庭園
170			神奈川県	鎌倉市	華頂侯爵邸(旧華頂宮邸)庭園
171			神奈川県	鎌倉市	光明寺庭園
172			神奈川県	藤沢市	旧モーガン邸庭園
173			神奈川県	小田原市	小田原文学館(旧田中光顕別邸)庭園
174	重要		神奈川県	小田原市	古稀庵庭園
175			神奈川県	小田原市	松永記念館(老樗荘・旧松永安左エ門邸)庭園
176			神奈川県	三浦郡葉山町	山口蓬春記念館庭園
177			神奈川県	足柄下郡箱根町	恩賜箱根公園(箱根離宮跡)
178	重要		神奈川県	足柄下郡箱根町	箱根美術館庭園
179			神奈川県	足柄下郡箱根町	富士屋ホテル菊花荘(旧箱根宮ノ下御用邸)庭園
180			神奈川県	足柄下郡箱根町	松の茶屋庭園



## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
181			新潟県	新潟市	旧小澤家住宅庭園
182	重要		新潟県	新潟市	旧齋藤家別邸庭園
183			新潟県	新潟市	旧日本銀行新潟支店長役宅庭園
184	重要		新潟県	新潟市	中野邸美術館庭園
185			新潟県	新潟市	新津記念館庭園
186	重要		新潟県	新潟市	北方文化博物館庭園
187			新潟県	新潟市	北方文化博物館新潟分館庭園
188			新潟県	長岡市	入澤記念庭園
189			新潟県	長岡市	大竹邸記念館庭園
190			新潟県	長岡市	聚感園
191		市	新潟県	長岡市	外山家庭園
192			新潟県	長岡市	もみじ園
193			新潟県	長岡市	山口庭園
194		市	新潟県	長岡市	楽山苑
195			新潟県	柏崎市	飯塚氏庭園(宮場町)
196			新潟県	柏崎市	石黒氏庭園
197	重要		新潟県	柏崎市	秋幸苑
198	重要		新潟県	柏崎市	松雲山荘庭園
199			新潟県	柏崎市	曾田氏庭園
200			新潟県	柏崎市	中村氏庭園
201			新潟県	柏崎市	豊耀園
202			新潟県	柏崎市	村松氏庭園
203			新潟県	新発田市	市島氏庭園
204			新潟県	糸魚川市	玉翠園
205			新潟県	糸魚川市	月華山かねこつつじ園
206			新潟県	糸魚川市	日光寺庭園
207			新潟県	糸魚川市	翡翠園
208			新潟県	三島郡出雲崎町	芭蕉園
209			新潟県	刈羽郡刈羽村	刈羽村老人福祉センター(旧安沢邸)庭園
210			新潟県	岩船郡関川村	渡辺家新宅庭園
211			富山県	高岡市	国泰寺庭園
212			富山県	黒部市	天真寺の庭園
213			富山県	黒部市	西徳寺の庭園
214			富山県	南砺市	瑞泉寺庭園
215	重要		富山県	中新川郡立山町	教算坊庭園
216			富山県	下新川郡朝日町	正覚寺庭園
217			石川県	金沢市	石川国際交流サロン庭園
218			石川県	金沢市	観田家庭園
219			石川県	金沢市	旧園邸庭園
220			石川県	金沢市	旧小倉家庭園
221			石川県	金沢市	金茶寮庭園
222			石川県	金沢市	金城楼庭園
223			石川県	金沢市	城南荘(旧横山邸)庭園
224			石川県	金沢市	谷村家庭園
225		市	石川県	金沢市	辻家庭園
226			石川県	金沢市	中島家庭園
227			石川県	金沢市	西川外吉氏邸庭園
228		市	石川県	金沢市	西家庭園
229			石川県	金沢市	三谷進三氏邸庭園
230			石川県	金沢市	本岡家庭園
231			石川県	金沢市	森家庭園
232			石川県	金沢市	吉倉家庭園
233			石川県	金沢市	林鐘庭
234			石川県	金沢市	壽屋庭園
235			石川県	七尾市	室木邸庭園
236			石川県	輪島市	総持寺祖院庭園
237			石川県	加賀市	鴻玉荘庭園
238			石川県	加賀市	旧よしのや依緑園庭園
239			石川県	加賀市	丸谷家庭園
240			石川県	加賀市	臨峰苑

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
241			石川県	白山市	松任ふるさと館庭園
242			石川県	野々市市	喜多邸庭園
243			石川県	野々市市	水毛生邸庭園
244			石川県	羽咋郡志賀町	福誓寺庭園
245			石川県	鹿島郡中能登町	円光寺庭園
246			福井県	敦賀市	気比神宮神水苑・亀の池
247		市	福井県	敦賀市	天理教越乃国大教会庭園
248			福井県	小浜市	旧山川家庭園(山川登美子記念館庭園)
249			福井県	小浜市	常高寺庭園
250			福井県	小浜市	神通寺庭園
251			福井県	小浜市	西光寺庭園
252			福井県	小浜市	明通寺庭園
253			福井県	大野市	田村又左衛門屋敷庭園
254			福井県	大野市	武家屋敷旧内山家庭園
255			福井県	勝山市	深谷氏庭園
256	重要		福井県	勝山市	松村秀紀氏庭園
257			福井県	越前市	芹川邸庭園
258			福井県	南条郡南越前町	旧右近家庭園
259	重要		山梨県	甲府市	奥村不老園
260			山梨県	山梨市	旧根津家庭園
261			長野県	長野市	北野美術館庭園
262	重要	県	長野県	松本市	中田氏の庭園
263			長野県	飯山市	正受庵庭園
264			長野県	塩尻市	小野神社庭園
265			長野県	塩尻市	西福寺庭園
266			長野県	千曲市	龍洞院庭園
267			長野県	千曲市	大雲寺庭園
268			長野県	東御市	児玉家住宅庭園
269			長野県	上伊那郡飯島町	西岸寺庭園
270			長野県	木曾郡大桑村	定勝寺庭園
271			長野県	木曾郡木曾町	興禅寺庭園(看雲庭)
272			長野県	埴科郡坂城町	久保家住宅庭園
273			長野県	上水内郡飯綱町	高野義文氏邸庭園
274			長野県	上水内郡飯綱町	黒柳利金氏邸庭園
275			岐阜県	岐阜市	後楽荘庭園
276			岐阜県	岐阜市	萬松館庭園
277			岐阜県	岐阜市	森田草平生誕の地庭園
278			岐阜県	高山市	日下部家住宅庭園
279			岐阜県	美濃加茂市	正眼寺庭園
280			岐阜県	飛騨市	蒲家庭園
281			岐阜県	飛騨市	河合別邸庭園
282			岐阜県	飛騨市	渡邊家庭園
283			岐阜県	可児郡御嵩町	商家竹屋中庭
284			静岡県	静岡市	梅蔭寺庭園
285			静岡県	静岡市	浮月楼庭園
286			静岡県	沼津市	旧三輪家沼津別荘(沼津倶楽部)庭園
287	重要		静岡県	沼津市	沼津御用邸記念公園(旧沼津御用邸)
288	重要		静岡県	熱海市	熱海梅園
289	重要		静岡県	熱海市	起雲閣庭園
290			静岡県	熱海市	双柿舎庭園
291			静岡県	熱海市	凌寒荘庭園
292	重要		静岡県	三島市	隆泉苑庭園
293	重要		静岡県	富士市	古谿荘庭園
294			静岡県	磐田市	宝珠寺庭園
295			静岡県	掛川市	竹の丸書院前庭園・離れ座敷前庭園
296	重要		静岡県	御殿場市	秩父宮記念公園(旧秩父宮御殿場別邸庭園)
297			静岡県	伊豆市	新井旅館庭園
298			愛知県	名古屋市	三之丸庭園
299			愛知県	名古屋市	檀木館(旧井元為三郎邸)庭園
300	重要		愛知県	名古屋市	東山荘庭園

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
301	重要		愛知県	名古屋市中区	爲三郎記念館庭園
302	重要		愛知県	名古屋市中区	揚輝荘庭園
303			愛知県	西尾市	岩瀬文庫庭園
304			愛知県	西尾市	旧糟谷邸庭園
305			愛知県	西尾市	尚古荘
306			愛知県	犬山市	有楽苑
307			愛知県	日進市	五色園
308			愛知県	田原市	百々神社庭園
309			愛知県	知多郡南知多町	尾州廻船内海船船主内田佐七家庭園
310			三重県	伊勢市	神宮徴古館前庭
311	重要		三重県	桑名市	諸戸徳成邸庭園
312			滋賀県	大津市	大津魚忠庭園
313			滋賀県	大津市	瑞応院庭園
314	重要		滋賀県	大津市	住友活機園庭園
315			滋賀県	大津市	満月寺(浮御堂)庭園
316			滋賀県	大津市	菓樹院庭園
317		市	滋賀県	大津市	蘆花浅水荘庭園
318			滋賀県	彦根市	佐々木氏庭園
319			滋賀県	彦根市	龍潭寺方丈庭園
320			滋賀県	彦根市	宗安寺庭園
321			滋賀県	近江八幡市	沙沙貴神社庭園
322			滋賀県	近江八幡市	寿楽園
323	重要	県	滋賀県	近江八幡市	杉原氏庭園
324			滋賀県	高島市	正玄寺庭園
325			滋賀県	高島市	白鬚神社庭園
326			滋賀県	高島市	即得寺庭園
327			滋賀県	高島市	八田氏庭園
328			滋賀県	高島市	幡岳寺庭園
329			滋賀県	高島市	福井邸庭園
330			滋賀県	東近江市	百濟寺庭園
331			滋賀県	犬上郡豊郷町	豊会館庭園
332			京都府	京都市	圓光寺庭園
333		市	京都府	京都市	勸修寺庭園
334			京都府	京都市	貴船神社天津磐境庭園
335			京都府	京都市	京都国立博物館前庭
336			京都府	京都市	京都府立総合資料館庭園
337			京都府	京都市	教法院庭園
338			京都府	京都市	恵聖院庭園
339			京都府	京都市	月真院庭園
340			京都府	京都市	建仁寺本坊東陽坊庭園
341		市	京都府	京都市	光雲寺庭園
342			京都府	京都市	好刻庵庭園
343			京都府	京都市	光照院庭園
344			京都府	京都市	光清寺庭園(心字庭)
345			京都府	京都市	高台寺土井庭園
346			京都府	京都市	衡梅院庭園
347			京都府	京都市	御香宮庭園
348			京都府	京都市	三玄院庭園
349	重要		京都府	京都市	重森三玲庭園美術館(旧重森邸)庭園
350			京都府	京都市	十輪寺庭園
351			京都府	京都市	承天閣美術館庭園
352			京都府	京都市	城南宮庭園
353			京都府	京都市	正法寺庭園
354	重要		京都府	京都市	流響院庭園(旧織宝苑)
355		市	京都府	京都市	白河院庭園
356			京都府	京都市	真々庵庭園
357			京都府	京都市	真如院庭園
358			京都府	京都市	随心院庭園
359			京都府	京都市	瑞峯院庭園(独座庭・閑眠庭)
360		市	京都府	京都市	角屋の庭

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
361	重要		京都府	京都市	清流亭庭園
362			京都府	京都市	善能寺庭園
363			京都府	京都市	泉涌寺練成道場前庭園
364			京都府	京都市	退耕庵庭園
365			京都府	京都市	大光明寺庭園
366			京都府	京都市	醍醐寺伝法院庭園
367		市	京都府	京都市	大聖寺庭園
368			京都府	京都市	大心院庭園
369			京都府	京都市	大龍院庭園
370			京都府	京都市	智水庵庭園
371			京都府	京都市	つる家庭園
372			京都府	京都市	天授庵庭園
373			京都府	京都市	天得院庭園
374		市	京都府	京都市	東福寺即宗院庭園
375	重要		京都府	京都市	東福寺本坊方丈庭園
376			京都府	京都市	東福寺光明院庭園
377			京都府	京都市	東福寺靈雲院庭園
378	重要		京都府	京都市	野村別邸碧雲荘庭園
379			京都府	京都市	瓢亭庭園
380			京都府	京都市	伏見稻荷大社庭園
381			京都府	京都市	芬陀院庭園
382	重要		京都府	京都市	松尾大社庭園(松風園庭園)
383			京都府	京都市	妙満寺庭園
384			京都府	京都市	妙蓮寺本坊庭園
385	重要		京都府	京都市	有芳園(住友別邸庭園)
386	重要		京都府	京都市	怡園(細川別邸庭園)
387			京都府	京都市	吉田山荘(旧東伏見宮京都別邸)庭園
388	重要		京都府	京都市	洛翠庭園
389			京都府	京都市	竜吟庵庭園
390			京都府	京都市	麟祥院庭園
391			京都府	福知山市	芦屋均記念館庭園
392			京都府	福知山市	長安寺庭園
393			京都府	舞鶴市	心種園
394			京都府	舞鶴市	松尾寺庭園
395			京都府	宇治市	松殿山荘庭園
396			京都府	亀岡市	楽々荘庭園
397			京都府	八幡市	石清水八幡宮社務所庭園
398			京都府	八幡市	松花堂庭園
399			京都府	京丹後市	田茂井勇治氏邸庭園
400	重要		京都府	京丹後市	吉村家別荘(桜山荘)庭園
401			京都府	木津川市	海住山寺本坊庭園
402			京都府	木津川市	M家庭園
403			京都府	木津川市	Y家庭園
404			京都府	乙訓郡大山崎町	大山崎山荘庭園
405			京都府	乙訓郡大山崎町	待庵庭園
406			京都府	与謝郡与謝野町	雲岩庵庭園
407		市	大阪府	大阪市	井上家庭園(巨石壺庭)
408			大阪府	大阪市	紀州御殿跡庭園
409			大阪府	大阪市	旧貴志邸
410		市	大阪府	大阪市	旧藤田邸庭園
411		市	大阪府	大阪市	慶沢園
412	重要		大阪府	大阪市	太閤園
413			大阪府	大阪市	四天王寺本坊庭園
414			大阪府	大阪市	豊国神社秀石庭
415			大阪府	大阪市	リーガロイヤルホテル庭園
416			大阪府	堺市	小林百太郎氏邸庭園
417			大阪府	堺市	信田藤治氏邸庭園(泉岩庭)
418	重要		大阪府	岸和田市	岸和田城八陣の庭
419		市	大阪府	岸和田市	五風荘庭園
420			大阪府	岸和田市	渡辺家庭園

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
421			大阪府	豊中市	深森氏庭園
422			大阪府	吹田市	旧中西家庭園
423			大阪府	吹田市	旧西尾家庭園
424			大阪府	吹田市	万博記念公園日本庭園
425			大阪府	貝塚市	貝塚市民庭園
426			大阪府	貝塚市	寺田家庭園
427			大阪府	守口市	佐太天神宮庭園
428			大阪府	枚方市	以楽公園
429			大阪府	泉佐野市	新井家住宅庭園
430			大阪府	河内長野市	金剛寺本坊庭園
431			大阪府	高石市	赤木宗成家庭園
432			大阪府	高石市	井上良尚家庭園
433			大阪府	藤井寺市	佐藤邸庭園
434			大阪府	藤井寺市	道明寺天満宮庭園
435			大阪府	藤井寺市	藤野家庭園
436			大阪府	泉南市	林昌寺庭園
437			大阪府	南河内郡河南町	弘川寺庭園
438			兵庫県	神戸市	旧乾家庭園
439			兵庫県	神戸市	西尾邸庭園
440			兵庫県	姫路市	好古園
441			兵庫県	姫路市	元浜本氏別邸庭園
442	重要		兵庫県	西宮市	神戸女学院大学中庭
443			兵庫県	豊岡市	比曾寺庭園
444			兵庫県	赤穂市	仙桃園
445			兵庫県	宝塚市	井植山荘庭園
446			兵庫県	加西市	浅見家庭園
447			兵庫県	加西市	三宅家庭園
448			兵庫県	篠山市	正覚寺庭園
449			兵庫県	篠山市	住吉神社庭園(住之江の庭)
450			兵庫県	篠山市	本休寺庭園
451			兵庫県	丹波市	石像寺庭園
452			兵庫県	朝来市	法樹寺庭園
453			兵庫県	たつの市	旧脇坂屋敷庭園
454			兵庫県	たつの市	八瀬家住宅庭園
455			兵庫県	赤穂郡上郡町	富満寺萬勝院ボタン園
456			兵庫県	美方郡香美町	帝釈寺庭園
457			奈良県	奈良市	株式会社森精機製作所高畑荘庭園(旧野口氏庭園)
458			奈良県	奈良市	河瀬氏庭園
459			奈良県	奈良市	菊水楼庭園
460			奈良県	奈良市	旧最勝院庭園(旧喜多氏庭園)
461			奈良県	奈良市	興福院龍松庵・長闇堂庭園
462			奈良県	奈良市	粉川氏庭園
463			奈良県	奈良市	月日亭庭園
464			奈良県	奈良市	唐招提寺蔵松院庭園
465			奈良県	奈良市	唐招提寺御影堂庭園
466			奈良県	奈良市	奈良学園セミナーハウス志賀直哉旧居庭園
467			奈良県	奈良市	奈良国立博物館八窓庵庭園
468			奈良県	奈良市	百楽荘庭園
469			奈良県	奈良市	法華寺犬の庭
470			奈良県	奈良市	安田氏庭園(白水庵庭園)
471			奈良県	奈良市	大和文華館中庭
472			奈良県	奈良市	龍蔵院庭園
473			奈良県	奈良市	霊山寺バラ庭園
474			奈良県	大和郡山市	松尾寺外苑
475			奈良県	天理市	迎乗寺・浄土庭園
476			奈良県	北葛城郡河合町	豆山荘庭園
477			和歌山県	海南市	長久邸庭園
478			和歌山県	岩出市	福田氏庭園
479			和歌山県	伊都郡高野町	一乗院庭園
480			和歌山県	伊都郡高野町	光臺院庭園



## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
481			和歌山県	伊都郡高野町	金剛峯寺庭園蟠龍庭
482			和歌山県	伊都郡高野町	金剛峯寺中庭
483			和歌山県	伊都郡高野町	持明院庭園
484			和歌山県	伊都郡高野町	西室院庭園
485			和歌山県	伊都郡高野町	西南院庭園
486			和歌山県	伊都郡高野町	北室院庭園
487			和歌山県	伊都郡高野町	總持院庭園
488			和歌山県	伊都郡高野町	大圓院庭園
489			和歌山県	伊都郡高野町	南院庭園
490			和歌山県	伊都郡高野町	不動院庭園
491			和歌山県	伊都郡高野町	無量光院庭園 I・II
492			和歌山県	伊都郡高野町	竜泉院庭園
493			和歌山県	伊都郡高野町	蓮華定院庭園
494			和歌山県	日高郡日高川町	道成寺庭園
495			鳥取県	鳥取市	鳥取県庁舎庭園
496			鳥取県	倉吉市	桑田氏庭園
497			鳥取県	倉吉市	高田氏庭園
498			鳥取県	倉吉市	丸井氏庭園
499			鳥取県	東伯郡三朝町	依山楼岩崎(旅館)庭園(依水苑)
500			鳥取県	東伯郡三朝町	明治荘(旅館)庭園
501			鳥取県	東伯郡三朝町	安本氏庭園
502			鳥取県	東伯郡三朝町	矢田氏庭園
503			鳥取県	東伯郡三朝町	前谷川氏庭園
504			鳥取県	東伯郡琴浦町	江原酒造本店庭園
505			鳥取県	西伯郡大山町	東門脇家庭園
506			鳥取県	西伯郡大山町	南門脇家庭園
507			鳥取県	八頭郡八頭町	祥雲寺庭園
508			鳥取県	八頭郡八頭町	青龍寺庭園
509			鳥取県	八頭郡八頭町	大樹寺庭園
510			島根県	松江市	皆美館庭園
511			島根県	松江市	佳翠苑皆美
512			島根県	松江市	島根県庁舎庭園
513			島根県	松江市	法眼寺庭園
514			島根県	松江市	ホテル穴道湖庭園
515			島根県	松江市	明々庵庭園
516			島根県	出雲市	出雲市立図書館庭園
517			島根県	出雲市	出雲文化伝承館庭園
518			島根県	出雲市	島根県中央病院庭園
519			島根県	出雲市	千家家庭園
520			島根県	益田市	小河氏庭園
521			島根県	安来市	足立美術館庭園
522	重要		島根県	仁多郡奥出雲町	絲原邸庭園
523			島根県	鹿足郡津和野町	商家庭園群
524			島根県	鹿足郡吉賀町	村上定弘氏邸庭園
525			岡山県	倉敷市	梅荘庭園
526			岡山県	倉敷市	楠戸邸庭園
527			岡山県	倉敷市	新溪園
528			岡山県	倉敷市	野崎家別邸迺暇堂庭園
529			岡山県	倉敷市	野崎武左衛門翁旌徳碑庭園
530	重要		岡山県	倉敷市	有隣荘庭園
531			岡山県	津山市	荻田酒造庭園
532			岡山県	津山市	塩山氏庭園
533			岡山県	笠岡市	清水氏庭園
534			岡山県	浅口市	旧阿藤伯海氏庭園
535	重要		岡山県	小田郡矢掛町	福武家庭園
536			岡山県	加賀郡吉備中央町	小倉氏邸「曲寫庭」
537			岡山県	加賀郡吉備中央町	重森三玲生家跡庭園
538			岡山県	加賀郡吉備中央町	天籟庵庭園
539			岡山県	加賀郡吉備中央町	西谷氏邸「旭楽庭」庭園
540			岡山県	加賀郡吉備中央町	友琳の庭

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
541			広島県	福山市	安国寺庭園
542	重要		広島県	福山市	福山市福寿会館庭園
543			広島県	東広島市	前垣寿三氏邸庭園(延寿庭)
544			山口県	山口市	雲谷庵跡庭園
545			山口県	山口市	旧中川家住宅庭園
546			山口県	山口市	旧野村家住宅庭園
547	重要		山口県	山口市	山水園庭園
548			山口県	山口市	常栄寺南溟庭
549			山口県	山口市	洞春寺坪庭(仮称)
550			山口県	山口市	松田屋ホテル庭園
551			山口県	山口市	妙喜寺庭園
552			山口県	山口市	龍蔵寺庭園
553			山口県	山口市	露山堂庭園
554			山口県	山口市	鱒鳴八幡宮庭園
555	重要		山口県	下関市	旧長府毛利邸庭園
556	重要		山口県	下関市	長府庭園
557			山口県	下関市	東行庵庭園
558			山口県	萩市	志都岐山神社庭園
559			山口県	萩市	花の江茶亭庭園
560			山口県	防府市	秋山家庭園
561			山口県	防府市	池田家庭園
562			山口県	防府市	出穂家庭園
563			山口県	防府市	入江家庭園
564			山口県	防府市	岡本家庭園
565			山口県	防府市	尾崎家庭園
566			山口県	防府市	桑原家庭園
567			山口県	防府市	桑山八幡宮庭園
568			山口県	防府市	極楽寺庭園
569			山口県	防府市	清水家庭園
570			山口県	防府市	下川家庭園
571			山口県	防府市	白石家庭園
572			山口県	防府市	杉峯家庭園
573			山口県	防府市	杉本家庭園
574			山口県	防府市	剣神社庭園
575			山口県	防府市	天徳寺庭園
576			山口県	防府市	中山家庭園
577			山口県	防府市	原田家庭園
578			山口県	防府市	藤本家庭園
579			山口県	防府市	防府市公会堂庭園
580			山口県	防府市	防府天満宮大専坊跡庭園
581			山口県	防府市	安田家庭園
582			山口県	防府市	湯原家庭園
583			山口県	防府市	若月家庭園
584			山口県	柳井市	国木田独歩旧宅庭園
585			山口県	柳井市	専称寺庭園
586			山口県	柳井市	妙円寺境内庭園
587			山口県	周南市	漢陽寺庭園
588			山口県	山陽小野田市	中村家庭園
589			山口県	山陽小野田市	細迫家庭園
590			香川県	高松市	香川県庁舎庭園
591	重要		香川県	高松市	玉藻公園披雲閣庭園
592			香川県	高松市	増井邸庭園(雲門庵)
593			香川県	高松市	屋島寺庭園(鑑雲亭・坐忘庵)
594			香川県	丸亀市	岡部家庭園
595			香川県	丸亀市	虎屋庭園
596		市	香川県	丸亀市	中津万象園
597		市	香川県	坂出市	香風園
598			香川県	さぬき市	志度寺庭園
599			香川県	東かがわ市	讃州井筒屋敷庭園
600			香川県	小豆郡小豆島町	栄光寺庭園(龍門庵)



## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
601			香川県	木田郡三木町	渡邊邸庭園
602			愛媛県	松山市	梶原家住宅(旧近藤家隠居家)庭園
603			愛媛県	松山市	忽那家住宅庭園
604			愛媛県	松山市	常信寺庭園
605			愛媛県	松山市	翠水園
606			愛媛県	松山市	高本家住宅庭園
607			愛媛県	松山市	水口酒造庭園
608			愛媛県	松山市	森家住宅庭園
609	重要	県	愛媛県	新居浜市	旧広瀬邸内庭(広瀬公園)
610			愛媛県	西条市	岡本一郎氏邸庭園(仙海庭)
611			愛媛県	西条市	織田秋太郎氏邸庭園(島仙庭)
612			愛媛県	西条市	越智栄一郎氏邸庭園(牡丹庵庭園)
613			愛媛県	西条市	越智庸太郎氏邸庭園(旭水庭)
614		市	愛媛県	大洲市	臥龍山荘庭園
615			高知県	安芸市	五藤家住宅庭園
616			高知県	安芸市	杉本家住宅客間庭園
617			高知県	須崎市	三浦家住宅庭園
618			高知県	香南市	安岡家住宅庭園
619			高知県	安芸郡安田町	旧柏原家住宅庭園
620			高知県	高岡郡津野町	旧片岡家別荘庭園
621			高知県	高岡郡四万十町	旧都築家別邸庭園
622			福岡県	福岡市	松風園
623			福岡県	福岡市	楽水園
624			福岡県	北九州市	松本家住宅庭園
625			福岡県	大牟田市	旧三井港倶楽部庭園
626			福岡県	久留米市	石橋文化センター日本庭園
627		市	福岡県	久留米市	上野家庭園
628			福岡県	久留米市	五穀神社庭園
629			福岡県	久留米市	須佐能袁神社庭園
630			福岡県	久留米市	誓行寺庭園
631			福岡県	久留米市	高牟礼会館庭園
632			福岡県	久留米市	梅林寺庭園及び梅園
633			福岡県	久留米市	遍照院庭園
634			福岡県	久留米市	明治天皇行在所(明善高内)庭園
635			福岡県	行橋市	守田蓑洲旧居庭園
636			福岡県	太宰府市	光明寺庭園
637	重要		福岡県	太宰府市	北神苑・東神苑
638	重要		福岡県	宮若市	百合野山荘庭園(旧貝島六太郎邸宅)
639			福岡県	朝倉市	清流庵庭園
640	重要		福岡県	築上郡築上町	旧蔵内邸庭園
641			佐賀県	佐賀市	旧古賀家庭園
642			佐賀県	佐賀市	旧福田家庭園
643			佐賀県	唐津市	近松寺庭園
644			佐賀県	唐津市	少林寺庭園
645			佐賀県	唐津市	諏訪神社庭園
646	重要		佐賀県	唐津市	旧高取家住宅庭園
647			佐賀県	武雄市	慧州園
648			長崎県	長崎市	花月庭園
649			長崎県	島原市	石川家庭園
650			長崎県	島原市	湧水亭庭園
651			長崎県	島原市	小早川家庭園
652			長崎県	平戸市	青崎家住宅庭園
653			長崎県	対馬市	大浦家住宅庭園
654			長崎県	壱岐市	碧雲荘(旧熊本邸)・花雲亭庭園
655			長崎県	壱岐市	弁天荘庭園
656	重要		長崎県	雲仙市	鍋島家住宅庭園
657			熊本県	熊本市	神水苑
658			熊本県	熊本市	八景水谷公園(はけのみや)
659			熊本県	熊本市	北岡自然公園内の旧細川邸庭園
660			熊本県	熊本市	泰勝寺跡庭園

## (1)庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
661			熊本県	熊本市	採釣園
662		市	熊本県	八代市	栽柳園
663			熊本県	八代市	米康夫邸庭園
664	重要		熊本県	玉名市	鏡ヶ池
665			熊本県	天草市	上田家住宅庭園
666			熊本県	葦北郡芦北町	藤崎家住宅(赤松館)庭園
667			大分県	杵築市	安住寺庭園
668			大分県	豊後大野市	用作公園
669	重要		大分県	速見郡日出町	的山荘附日本庭園
670			宮崎県	宮崎市	宮崎神宮庭園
671			宮崎県	都城市	島津邸庭園
672	重要		宮崎県	延岡市	内藤記念館庭園
673			宮崎県	日南市	旧服部家庭園
674	重要		宮崎県	日南市	旧服部家別荘庭園
675			宮崎県	日南市	旧報恩寺庭園
676	重要		宮崎県	日南市	竹香園
677			宮崎県	日向市	矢野力二邸庭園
678			鹿児島県	鹿児島市	鹿児島県民教育文化研究所庭園
679			鹿児島県	霧島市	田中邸の庭園
680			鹿児島県	南さつま市	鮫島氏庭園
681			沖縄県	八重山郡竹富町	有田家庭園

## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1			北海道	函館市	五稜郭公園
2	重要		北海道	小樽市	小樽公園
3			北海道	小樽市	もがみ公園
4			北海道	旭川市	神楽岡公園
5			北海道	旭川市	花咲スポーツ公園(旧称近文公園)
6			北海道	旭川市	春光台公園(旧称鷹栖公園)
7	重要		北海道	旭川市	常磐公園
8			北海道	釧路市	春採公園
9			北海道	江別市	千古園
10			北海道	士別市	開拓記念公園
11			北海道	松前郡松前町	松前公園
12			北海道	幌泉郡えりも町	庶野さくら公園
13	重要		青森県	青森市	合浦公園
14	重要		青森県	弘前市	鷹揚公園
15			青森県	上北郡野辺地町	愛宕公園
16			青森県	三戸郡三戸町	城山公園
17	重要		岩手県	盛岡市	岩手公園
18			岩手県	盛岡市	高松公園
19			岩手県	花巻市	鳥谷ヶ崎公園
20	重要		岩手県	北上市	展勝地公園
21			岩手県	遠野市	鍋倉公園
22			岩手県	奥州市	水沢公園
23			宮城県	仙台市	勝山公園
24			宮城県	仙台市	榴岡公園
25			宮城県	仙台市	西公園
26			宮城県	石巻市	日和山公園
27			宮城県	白石市	益岡公園
28			宮城県	多賀城市	特別史跡多賀城跡・付属寺院跡
29			宮城県	柴田郡柴田町	船岡城址公園
30	重要	市	秋田県	秋田市	千秋公園
31			秋田県	能代市	能代公園
32			秋田県	横手市	大森公園
33			秋田県	横手市	真人公園
34			秋田県	横手市	横手公園
35			秋田県	由利本荘市	本荘公園
36	重要		山形県	山形市	霞城公園
37			山形県	山形市	薬師公園
38			山形県	米沢市	佐氏泉公園
39			山形県	米沢市	松が岬公園
40			山形県	鶴岡市	鶴岡公園
41	重要	市	山形県	酒田市	日和山公園
42			山形県	南陽市	烏帽子山公園
43			福島県	福島市	信夫山公園
44			福島県	会津若松市	鶴ヶ城公園
45			福島県	郡山市	開成山公園
46			福島県	郡山市	麓山公園
47			福島県	白河市	城山公園
48			福島県	須賀川市	翠ヶ丘公園
49			福島県	相馬市	馬陵公園(城跡公園)
50	重要		福島県	二本松市	霞ヶ城公園
51			福島県	耶麻郡猪苗代町	亀ヶ城公園
52			茨城県	水戸市	弘道館公園
53			茨城県	日立市	かみね公園
54			茨城県	日立市	助川城跡公園
55			茨城県	土浦市	亀城公園
56			茨城県	結城市	城跡歴史公園(旧称結城城跡公園)
57			茨城県	笠間市	城跡公園
58			栃木県	宇都宮市	宇都宮城址公園(旧御本丸公園)
59		市	栃木県	佐野市	城山公園
60			栃木県	大田原市	龍城公園

## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
61			群馬県	高崎市	高崎公園
62	重要		群馬県	前橋市	敷島公園
63			群馬県	前橋市	前橋公園
64			群馬県	桐生市	桐生が岡公園
65			群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市華蔵寺公園
66			群馬県	沼田市	沼田公園
67			群馬県	甘楽郡下仁田町	青岩公園
68			群馬県	吾妻郡草津町	西の河原公園
69			埼玉県	さいたま市	岩槻城址公園
70	重要		埼玉県	さいたま市	大宮公園
71			埼玉県	さいたま市	調公園
72			埼玉県	さいたま市	与野公園
73			埼玉県	行田市	さきたま古墳公園
74			埼玉県	行田市	水城公園
75			埼玉県	戸田市	戸田公園
76			埼玉県	大里郡寄居町	寄居公園
77			千葉県	千葉市	加曽利貝塚公園
78			千葉県	館山市	城山公園
79			千葉県	野田市	清水公園
80			千葉県	茂原市	茂原公園
81			千葉県	成田市	三里塚の公園(三里塚第一公園・三里塚第二公園・三里塚記念公園)
82			千葉県	勝浦市	官軍塚公園
83			千葉県	富津市	千葉県立富津公園
84			千葉県	香取市	横利根開門ふれあい公園
85			東京都	千代田区	清水谷公園
86	重要		東京都	千代田区	日比谷公園
87			東京都	港区	芝公園
88			東京都	港区	台場公園
89			東京都	港区	有栖川宮記念公園
90			東京都	新宿区	新宿中央公園
91			東京都	文京区	大塚公園
92	重要		東京都	文京区	元町公園
93	重要		東京都	台東区	上野恩賜公園
94			東京都	墨田区	横網町公園
95			東京都	江東区	猿江恩賜公園
96			東京都	江東区	深川公園
97			東京都	品川区	権現山公園
98			東京都	大田区	洗足池公園
99			東京都	大田区	宝来公園
100	重要		東京都	世田谷区	砧公園
101			東京都	世田谷区	駒沢オリンピック公園
102			東京都	渋谷区	代々木公園
103	重要	都	東京都	中野区	哲学堂公園
104	重要		東京都	北区	飛鳥山公園
105			東京都	北区	名主の滝公園
106			東京都	板橋区・練馬区	城北中央公園(旧上板橋公園)
107			東京都	足立区	舎人公園
108	重要		東京都	葛飾区	水元公園
109			東京都	江戸川区	篠崎公園
110	重要		東京都	武蔵野市	井の頭自然文化園
111			東京都	小金井市・小平市・西東京市・武蔵野市	小金井公園
112	重要	都	東京都	町田市	薬師池公園
113			神奈川県	川崎市	生田緑地
114			神奈川県	川崎市	等々力緑地
115			神奈川県	川崎市	東高根森林公園
116			神奈川県	横須賀市	衣笠山公園
117			神奈川県	横須賀市	三笠公園
118			神奈川県	平塚市	大久保公園
119			神奈川県	鎌倉市	鎌倉海浜公園稲村ヶ崎地区
120			神奈川県	藤沢市	湘南海岸公園

## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
121			神奈川県	小田原市	石垣山一夜城歴史公園
122			神奈川県	小田原市	小田原城址公園
123			神奈川県	三浦市	城ヶ島公園
124			神奈川県	中郡大磯町	大磯城山公園
125	重要		神奈川県	足柄下郡箱根町	恩賜箱根公園(箱根離宮跡)
126	重要		神奈川県	足柄下郡箱根町	強羅公園
127			神奈川県	足柄下郡湯河原町	万葉公園
128	重要		新潟県	新潟市	白山公園
129			新潟県	長岡市	蔵王公園
130	重要		新潟県	長岡市	悠久山公園
131			新潟県	新発田市	新発田公園
132			新潟県	新発田市	五十公野公園
133			新潟県	小千谷市	船岡公園
134			新潟県	加茂市	加茂山公園
135			新潟県	見附市	新田公園
136			新潟県	妙高市	斐太史跡公園
137			新潟県	五泉市	栗島公園
138			新潟県	五泉市	村松公園
139			新潟県	上越市	海浜公園
140			新潟県	上越市	高田公園
141			新潟県	阿賀野市	瓢湖水きん公園
142			新潟県	魚沼市	小出公園
143			富山県	富山市	城址公園
144			富山県	富山市	松川公園
145	重要		富山県	高岡市	高岡古城公園
146			富山県	南砺市	栖霞公園
147		市	富山県	射水市	兜山公園
148	重要		石川県	金沢市	卯辰山公園
149			石川県	小松市	安宅公園
150			石川県	小松市	芦城公園
151			石川県	加賀市	錦城山公園
152			石川県	白山市	松任城址公園(おかりや公園)
153			石川県	鳳珠郡能登町	遠島山公園
154			福井県	福井市	足羽山公園
155			福井県	敦賀市	金ヶ崎公園
156			福井県	大野市	亀山公園
157		市	福井県	勝山市	竜谷公園
158			福井県	鯖江市	西山公園
159			福井県	坂井市	霞ヶ城公園
160			山梨県	甲府市	舞鶴城公園
161	重要		山梨県	山梨市	万力公園
162			長野県	長野市	海津城址公園
163		市	長野県	長野市	川谷つつじ山公園
164			長野県	長野市	城山公園
165	重要		長野県	松本市	城山公園
166			長野県	松本市	松本城公園(中央公園)
167			長野県	上田市	上田城跡公園
168			長野県	上田市	国分寺史跡公園
169			長野県	岡谷市	鶴峯公園
170			長野県	飯田市	鈴岡公園
171			長野県	諏訪市	高島公園
172		市	長野県	須坂市	臥竜公園
173	重要		長野県	小諸市	懐古園
174			長野県	伊那市	高遠城址公園
175			長野県	飯山市	城山公園
176		市	長野県	諏訪郡富士見町	富士見公園
177			長野県	下高井郡野沢温泉村	つつじ山公園
178	重要		岐阜県	岐阜市	岐阜公園
179			岐阜県	岐阜市	養老公園
180			岐阜県	高山市	城山公園

## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
181			静岡県	静岡市	草薙総合運動場
182			静岡県	静岡市	駿府公園
183			静岡県	静岡市	登呂公園
184			静岡県	浜松市	舘山寺総合公園
185			静岡県	浜松市	浜松城公園
186			静岡県	浜松市	四ツ池公園
187			静岡県	沼津市	千本浜公園
188			静岡県	伊東市	小室山公園
189			愛知県	名古屋市	熱田神宮公園
190			愛知県	名古屋市	大高緑地
191			愛知県	名古屋市	小幡緑地
192			愛知県	名古屋市	志賀公園
193			愛知県	名古屋市	東山公園
194	重要		愛知県	名古屋市	久屋大通公園
195			愛知県	名古屋市	牧野ヶ池緑地
196			愛知県	名古屋市	名城公園
197			愛知県	豊橋市	豊橋公園
198			愛知県	岡崎市	岡崎公園
199			愛知県	一宮市	浅野公園
200			愛知県	津島市	天王川公園
201			愛知県	刈谷市	亀城公園
202			愛知県	豊田市	前田公園
203			愛知県	小牧市	史跡公園
204			愛知県	新城市	花の木公園(長篠発電所取水堰堤余水吐)
205			愛知県	長久手市	古戦場公園
206	市		三重県	津市	偕楽公園
207	市		三重県	津市	香良洲公園
208			三重県	松阪市	松阪公園
209			三重県	桑名市	九華公園
210			三重県	亀山市	亀山公園
211			三重県	伊賀市	上野公園
212			滋賀県	大津市	膳所城趾公園
213			滋賀県	大津市	長等公園
214			滋賀県	彦根市	金亀公園
215			滋賀県	長浜市	豊公園
216			滋賀県	近江八幡市	八幡公園
217			京都府	京都市	岡崎公園
218			京都府	京都市	宝ヶ池公園
219			京都府	京都市	二条公園ほか(児童公園)
220	重要		京都府	京都市	船岡山公園
221			京都府	福知山市	福知山城公園
222			京都府	舞鶴市	舞鶴公園
223			京都府	宇治市	宇治公園
224			大阪府	大阪市	大阪城公園
225			大阪府	大阪市	桜之宮公園
226			大阪府	大阪市	城北公園
227	重要		大阪府	大阪市	住吉公園
228	重要		大阪府	大阪市	天王寺公園
229			大阪府	大阪市	長居公園
230	重要		大阪府	大阪市	中之島公園
231			大阪府	大阪市	八幡屋公園
232			大阪府	大阪市	桃ヶ池公園
233			大阪府	堺市	大泉緑地
234			大阪府	堺市	大浜公園
235			大阪府	堺市	金岡公園
236			大阪府	堺市	大仙公園
237	重要		大阪府	堺市・高石市	浜寺公園
238	重要		大阪府	豊中市	服部緑地
239			大阪府	池田市	五月山緑地
240			大阪府	吹田市	万博記念公園



## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
241			大阪府	高槻市	摂津峡公園
242			大阪府	枚方市	百済寺跡公園
243			大阪府	河内長野市	長野公園
244			兵庫県	神戸市	大倉山公園
245			兵庫県	神戸市	瑞宝寺公園
246			兵庫県	神戸市	須磨浦公園
247			兵庫県	神戸市	須磨海浜公園
248	重要		兵庫県	神戸市	須磨離宮公園
249			兵庫県	神戸市	舞子公園
250			兵庫県	姫路市	手柄山中央公園
251			兵庫県	姫路市	姫路公園(姫山公園)
252			兵庫県	尼崎市	田能遺跡(田能資料館)
253			兵庫県	尼崎市	兵庫県立西武庫公園
254			兵庫県	明石市	明石公園
255			兵庫県	西宮市	夙川河川敷緑地
256			兵庫県	加古川市	浜の宮公園
257			兵庫県	赤穂市	赤穂城跡公園
258			奈良県	大和高田市	馬冷池公園
259			奈良県	大和郡山市	郡山城跡公園
260	重要		奈良県	橿原市	橿原公苑
261			奈良県	桜井市	安倍史跡公園
262			奈良県	宇陀市	鳥見山公園
263		村	奈良県	山辺郡山添村	長久寺・智龍公園
264			和歌山県	和歌山市	秋葉山公園
265			和歌山県	和歌山市	和歌公園
266			和歌山県	和歌山市	和歌山公園
267			鳥取県	鳥取市	樗谿公園
268			鳥取県	鳥取市	久松公園
269	重要		鳥取県	倉吉市	打吹公園
270			鳥取県	境港市	境台場公園
271			島根県	松江市	城山公園
272			島根県	松江市	樂山公園
273			岡山県	岡山市	烏城公園
274			岡山県	岡山市	奥市公園
275	重要		岡山県	岡山市	上伊福西公園ほか(児童公園)
276			岡山県	岡山市	三野公園
277	重要		岡山県	岡山市	東山公園
278			岡山県	岡山市	幣立山公園
279			岡山県	岡山市	操山公園
280			岡山県	津山市	鶴山公園
281			岡山県	笠岡市	井戸公園
282			岡山県	笠岡市	古城山公園
283			岡山県	井原市	相原公園
284			岡山県	井原市	池田公園
285			岡山県	井原市	井原富士公園
286			岡山県	井原市	対鶴公園
287			岡山県	井原市	舞鶴公園
288			岡山県	井原市	宮ノ前公園
289			広島県	広島市	中央公園
290			広島県	広島市	比治山公園
291			広島県	呉市	入船山公園
292			広島県	呉市	音戸の瀬戸公園
293			広島県	呉市	中央公園
294	重要	県	広島県	呉市	二級峡公園
295		市	広島県	呉市	二河峡公園
296			広島県	呉市	二河公園
297			広島県	尾道市	千光寺公園
298			広島県	福山市	福山城公園(城跡公園)
299			広島県	庄原市	上野公園
300			山口県	山口市	亀山公園



## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
301	重要		山口県	山口市	香山公園
302			山口県	下関市	関見台公園
303			山口県	下関市	火の山公園
304			山口県	下関市	日和山公園
305			山口県	宇部市	渡辺翁記念公園
306			山口県	萩市	指月公園
307			山口県	防府市	天神山公園
308			山口県	防府市	三田尻公園
309	重要		山口県	岩国市	吉香公園
310			山口県	岩国市	長山公園
311			山口県	周南市	徳山公園
312			山口県	山陽小野田市	若山公園
313			徳島県	徳島市	西部公園
314			徳島県	徳島市	沖洲公園
315			徳島県	徳島市	徳島中央公園
316			香川県	高松市	玉藻公園
317			香川県	丸亀市	亀山公園(城跡公園)
318	重要		香川県	さぬき市	琴林公園
319			香川県	仲多度郡琴平町	琴平公園
320			香川県	仲多度郡多度津町	桃陵公園
321			愛媛県	松山市	石手川緑地
322			愛媛県	松山市	城山公園
323			愛媛県	松山市	道後公園
324			愛媛県	今治市	吹揚公園
325			愛媛県	宇和島市	城山公園
326			愛媛県	西条市	武丈公園
327		市	愛媛県	大洲市	臥龍及び亀山公園
328			愛媛県	大洲市	城山公園
329			愛媛県	大州市	新谷公園
330			愛媛県	大洲市	富士山公園
331		市	愛媛県	大洲市	紅葉山(稲荷山公園)
332		市	愛媛県	四国中央市	疏水公園(戸川公園)
333			高知県	高知市	桂浜公園
334			高知県	高知市	高知公園
335			高知県	高知市	五台山公園
336			高知県	高知市	種崎千松公園
337			高知県	四万十市(旧中村市)	為松公園
338			高知県	高岡郡佐川町	牧野公園
339			福岡県	福岡市	西公園
340			福岡県	福岡市	東公園
341			福岡県	福岡市	舞鶴公園
342			福岡県	北九州市	足立公園
343			福岡県	北九州市	勝山公園
344			福岡県	北九州市	白野江植物公園
345			福岡県	北九州市	帆柱公園
346			福岡県	大牟田市	延命公園
347			福岡県	飯塚市	勝盛公園
348		市	福岡県	八女市	合瀬耳納公園
349			福岡県	大川市	大川公園
350			福岡県	朝倉市	甘木公園
351			福岡県	糟屋郡須恵町	皿山公園
352			佐賀県	佐賀市	神野公園
353			佐賀県	佐賀市	佐賀城公園
354	重要		佐賀県	佐賀市	蓮池公園
355			佐賀県	唐津市	舞鶴海浜公園
356			佐賀県	多久市	西溪公園
357			佐賀県	鹿島市	旭ヶ岡公園
358			佐賀県	小城市	小城公園
359			佐賀県	神崎市	日の隈公園
360		市	長崎県	長崎市	伊王島灯台公園

## (2)公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
361			長崎県	長崎市	長崎公園
362			長崎県	佐世保市	中央公園
363			長崎県	島原市	霊丘公園
364			長崎県	島原市	島原城跡公園
365			長崎県	諫早市	諫早公園(上山公園)
366	重要		<b>長崎県</b>	<b>大村市</b>	<b>大村公園</b>
367			熊本県	熊本市	熊本城公園
368			熊本県	熊本市	水前寺江津湖公園
369			熊本県	熊本市	清爽園公園
370			熊本県	熊本市	花畑公園
371			熊本県	八代市	八代城跡公園
372			熊本県	人吉市	人吉城跡公園
373			熊本県	菊池市	菊池公園
374			大分県	大分市	春日公園
375			大分県	別府市	別府公園
376			大分県	中津市	中津公園
377			大分県	日田市	亀山公園
378			大分県	日田市	慈眼山公園
379			大分県	日田市	月隈公園
380			大分県	臼杵市	臼杵公園
381			大分県	臼杵市	臼杵西公園
382		市	大分県	竹田市	稲葉公園
383			大分県	竹田市	岡城跡
384			大分県	竹田市	山下公園
385	重要	県	<b>大分県</b>	<b>竹田市</b>	<b>納池公園</b>
386			大分県	豊後大野市	用作公園
387			宮崎県	宮崎市	青島公園
388			宮崎県	宮崎市	平和台公園
389			宮崎県	都城市	母智丘・関之尾県立自然公園
390			宮崎県	延岡市	城山公園
391			宮崎県	西都市	特別史跡公園西都原古墳群
392			鹿児島県	鹿児島市	祇園の洲公園(石橋記念公園)
393			鹿児島県	鹿児島市	ザビエル公園
394			鹿児島県	鹿児島市	城山公園
395			鹿児島県	鹿屋市	城山公園
396			鹿児島県	伊佐市	忠元公園
397		町	鹿児島県	熊毛郡南種子町	門倉・前之浜自然公園

## (3) 植物園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1	重要		北海道	札幌市	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園
2			岩手県	盛岡市	岩手大学自然観察園
3			岩手県	盛岡市	岩手大学農学部附属植物園
4			宮城県	仙台市	仙台市野草園
5			宮城県	仙台市	東北大学学術資源研究公開センター植物園(東北大学植物園)
6	重要		栃木県	日光市	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科附属植物園日光分園(日光植物園)
7			埼玉県	越谷市	越谷アリタキ植物園
8			東京都	港区	国立科学博物館附属自然教育園
9	重要		東京都	文京区	小石川植物園
10			東京都	八王子市	独立行政法人森林総合研究所多摩森林科学園
11	重要		東京都	調布市	神代植物公園
12			東京都	小平市	東京都薬用植物園
13			東京都	多摩市	独立行政法人森林総合研究所多摩森林科学園連光寺実験林
14			神奈川県	鎌倉市	神奈川県立フラワーセンター大船植物園
15			神奈川県	藤沢市	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑
16			神奈川県	厚木市	東京農業大学農学部植物園
17			富山県	立山町	富山県森林研究所樹木園
18			静岡県	伊東市	伊豆シャボテン公園
19			静岡県	東伊豆町	熱川バナナワニ園
20			静岡県	長泉町	富士竹類植物園
21			愛知県	名古屋市	名古屋市東山植物園
22	重要		京都府	京都市	京都府立植物園
23			京都府	京都市	武田薬品工業(株)京都薬用植物園
24			京都府	京都市	日本製薬(株)山科植物資料館
25			大阪府	交野市	大阪市立大学理学部附属植物園
26			兵庫県	神戸市	六甲高山植物園
27			兵庫県	神戸市	神戸市立森林植物園
28			島根県	出雲市	久徴園(平田植物園)(出雲高校植物園)
29			岡山県	岡山市	岡山市半田山植物園
30			高知県	高知市	高知県立牧野植物園
31			長崎県	佐世保市	九十九島動植物園(旧佐世保市亜熱帯動植物園)
32			宮崎県	宮崎市	宮崎県立青島亜熱帯植物園

## (4)墓園

番号	評価	名勝 指定	都道府県	市区町村	名称
1			福島県	白河市	小南湖
2			栃木県	那須塩原市	大山元帥墓所・大山参道
3			埼玉県	さいたま市	青葉園
4	重要		千葉県	松戸市	東京都八柱霊園
5			東京都	千代田区	千鳥ヶ淵戦没者墓苑
6	重要		東京都	港区	青山霊園
7	重要		東京都	台東区	谷中霊園
8	重要		東京都	府中市	多磨霊園
9			東京都	東村山市・小平市・東久留米市	小平霊園
10			東京都	あきる野市	西多摩霊園
11			神奈川県	川崎市	緑ヶ丘霊園
12			愛知県	名古屋市	平和公園
13			大阪府	大阪市	瓜破霊園
14			大阪府	四條畷市	飯盛霊園
15			兵庫県	芦屋市	芦屋市墓園
16			福岡県	福岡市	平尾霊園
17			長崎県	長崎市	坂本国際墓地
18			長崎県	長崎市	大浦国際墓地
19			長崎県	佐世保市	東公園(旧海軍墓地)
20			大分県	大分市	上野丘公園墓地

## (5)並木道

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1	重要		北海道	札幌市	北大ポプラ並木
2			北海道	札幌市	札幌イチョウ並木
3			北海道	七飯町	札幌本道赤松並木
4			北海道	新ひだか町	二十間道路桜並木
5			北海道	中標津町	白樺並木
6			岩手県	盛岡市	旧奥州街道の松並木
7			岩手県	盛岡市	旧鹿角街道の松並木
8			岩手県	盛岡市	独立行政法人東北農業研究センターの松並木
9			宮城県	仙台市	定禅寺通緑地(ケヤキ並木)
10			宮城県	仙台市	貞山運河(新堀)の松並木 ※東日本大震災により被災
11			宮城県	仙台市	黒松の並木
12			宮城県	仙台市	メタセコイアの並木
13			宮城県	石巻市	北上運河の松並木
14			宮城県	大河原町	一目千本桜
15			宮城県	柴田郡川崎町	笹谷街道の松並木
16			秋田県	大仙市	芥内川堤の桜
17	市		秋田県	北秋田市	松栄桜並木
18	町		秋田県	仙北郡美郷町	松・杉並木
19			茨城県	土浦市	桜川堤(サクラ)
20			埼玉県	さいたま市	氷川神社参道のケヤキ並木
21			埼玉県	川越市	埼玉県立川越女子高等学校前桜並木
22			埼玉県	川越市	誉桜(桜並木)
23			埼玉県	北本市	城ヶ谷堤(桜土手)
24	市		埼玉県	幸手市	権現堂堤
25			千葉県	四街道市	四街道松並木
26			東京都	千代田区	英国大使館前 舗石歩道のサクラ並木
27			東京都	千代田区	桜田通りトチノキ並木
28			東京都	千代田区	行幸通りイチョウ並木(都道404号皇居前東京停車場線)
29	重要		東京都	港区・新宿区	明治神宮外苑いちよう並木
30			東京都	新宿区	迎賓館前のユリの木並木
31			東京都	大田区・世田谷区	田園調布のイチョウ並木
32			東京都	世田谷区	上北沢の桜並木
33			東京都	世田谷区	成城の桜並木、銀杏並木
34			東京都	渋谷区	表参道ケヤキ並木
35			東京都	八王子市	甲州街道イチョウ並木
36			東京都	武蔵野市	成蹊学園ケヤキ並木
37			東京都	日野市	浅川堤の桜
38			東京都	国立市	大学通り
39			東京都	羽村市	玉川上水桜並木
40			東京都	あきる野市	旧秋川高校 メタセコイア並木
41			富山県	南砺市	(通称)神明通り
42			石川県	加賀市	熊坂川の桜並木
43			福井県	福井市	足羽川堤防の桜並木
44			山梨県	甲斐市	信玄堤
45			長野県	飯田市	りんご並木
46			長野県	諏訪市	赤沼の桜並木
47			岐阜県	岐阜市	要桜
48			静岡県	浜松市	吹上護岸の松並木
49			愛知県	名古屋市	山崎川の桜並木
50			愛知県	岩倉市	五条川の桜並木
51			愛知県	幡豆町	見影山のユリノキ並木
52			愛知県	豊川市	ケヤキ並木
53			愛知県	豊川市	桜トンネル
54	重要	県	三重県	伊勢市	宮川堤(第4号宮川堤公園)
55			滋賀県	高島市	海津大崎の桜並木
56	市		大阪府	大阪市	御堂筋銀杏並木
57			大阪府	大阪市	大阪市立大学杉本キャンパス
58	重要		大阪府	大阪市	造幣局桜の通り抜け
59			和歌山県	古座川町	七川ダム湖畔
60			島根県	津和野町	殿町通り

## (5)並木道

番号	評価	名勝 指定	都道府県	市区町村	名称
61			島根県	雲南市	斐伊川堤防桜並木
62			岡山県	真庭郡新庄村	がいせん桜通り
63			徳島県	徳島市	国道483号線のワシントンヤシ並木
64			福岡県	福岡市	香椎参道
65			福岡県	久留米市	ブリヂストン通りのケヤキ並木
66			佐賀県	伊万里市	浦ノ崎駅の桜並木
67			佐賀県	武雄市	円応寺の桜並木
68			佐賀県	神埼市	脊振溪谷の桜並木
69			熊本県	水上村	市房ダム湖畔のサクラ

(6)施設内(構内)の園地

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1			岩手県	盛岡市	米内浄水場園地
2			埼玉県	さいたま市	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター園地
3			東京都	日野市	多摩平団地
4			東京都	国立市	滝乃川学園地
5			神奈川県	藤沢市	藤沢山無量光寺清浄光寺(遊行寺)
6			石川県	かほく市	妙鏡寺跡つつじ園
7			山梨県	北杜市	清春芸術村
8			静岡県	小山町	豊門公園
9			愛知県	幡豆町	山崎合資会社の園地
10			徳島県	上板町	松島千本桜



## (7)その他

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1			北海道	札幌市	円山動物園
2			宮城県	仙台市	仙台市八木山動物公園
3			茨城県	土浦市	鷺の宮児童遊園地
4			埼玉県	北本市	解脱会境内地
5			埼玉県	富士見市	雲居の滝
6	重要		<b>東京都</b>	<b>渋谷区</b>	<b>明治神宮内苑</b>
7			東京都	荒川区	荒川遊園
8			東京都	日野市	多摩動物公園
9			東京都	日野市	金剛寺
10			新潟県	三条市	見附1号林
11			長野県	松川村	有明山社(権現様)の桜
12			長野県	坂城町	十六夜観月殿と周辺の景観
13			岐阜県	岐阜市	松尾池
14		市	愛知県	東海市	聚楽園大仏及び境内地
15			愛知県	幡豆町	東幡豆海岸の松林
16			大阪府	大阪狭山市	狭山池公園
17			兵庫県	神戸市	神戸ゴルフ倶楽部
18			兵庫県	赤穂市	船岡園
19			奈良県	奈良市	奈良県護国神社社叢
20	重要		<b>奈良県</b>	<b>橿原市</b>	<b>橿原森林遊苑</b>
21			岡山県	笠岡市	甲弩神社境内
22			広島県	庄原市	広島県立総合技術研究所畜産技術センター
23			福岡県	北九州市	到津の森公園
24			福岡県	行橋市	松山神社



## 資料 2

### 近代の庭園・公園等の調査に関する検討会について

## ■近代の庭園・公園等の調査に関する検討会の設置について

平成21年12月18日  
文化財部長決定

### 1. 設置の趣旨

近代の庭園・公園等の全国的な所在状況調査の実施及びこれに関連する課題について、専門的な見地から検討するため、「近代の庭園・公園等の調査に関する検討会」を設置する。

### 2. 検討事項

近代の庭園・公園等に関して、以下の事項について検討を行う。

- (1) 所在調査の手法と内容
- (2) 評価の手法と基準
- (3) 重要事例の選択
- (4) その他、近代の庭園・公園等の保護に必要な事項

### 3. 構成等

- (1) 検討会の委員は、近代の庭園・公園等に関する有識者により構成する。
- (2) 検討会に、座長を置き、委員の互選により選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員（「副座長」という）が、その職務を代理する。
- (3) 検討会には、必要に応じ、委員以外の有識者等の出席を求めることができる。

### 4. 庶務

この検討会に関する庶務は、文化財部記念物課で処理する。

## ■委員等名簿

### ○委員（五十音順）

小野良平／東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授  
木下 剛／千葉大学大学院園芸学研究科 准教授  
仲 隆裕／京都造形芸術大学芸術学部 教授  
服部 勉／東京農業大学地域環境科学部 准教授  
平澤 毅／奈良文化財研究所文化遺産部 室長  
丸山 宏／名城大学農学部 教授

### ○委員以外の有識者

栗野 隆／東京農業大学地域環境科学部 助教

※役職は平成24年3月現在

## ■開催経過及び主な議題

### ○第1回検討会〔平成21年12月25日〕

- ・検討会の趣旨と文化庁におけるこれまでの取り組み
- ・所在調査の手法・内容、対象範囲

### ○第2回検討会〔平成22年3月5日〕

- ・所在調査の進捗状況
- ・植物園・墓園・並木道等の価値の捉え方について

### ○第3回検討会〔平成22年9月1日〕

- ・アンケート実施要領等について

### ○第4回検討会〔平成23年7月27日〕

- ・アンケート集計（報告）
- ・評価基準作成のための視点について

### ○第5回検討会〔平成23年10月6日〕

- ・評価基準について
- ・重要事例の選択について
- ・報告書の内容について

### ○第6回検討会〔平成24年2月8日〕

- ・前回までの検討事項の補足
- ・報告書案について

## 資料 3

### 近代の庭園・公園等に関する調査(アンケート)の実施要領

## 近代の庭園・公園等に関する調査（アンケート）の実施要領

（全国の市区町村教育委員会文化財担当者向け）

### 1. 目的

近代の庭園・公園等の名勝地（峡谷、海浜、山岳その他の自然的なものを除く。以下同様。）について、国及び地方公共団体により適切な保護を図るために、その全国的な所在状況と概要について網羅的に把握することを目的とします。

### 2. 対象

#### 2-1. 選択の条件

近代の庭園・公園等の名勝地のうち、次の A～C のいずれかに該当するもので、下記 A～ウの全てを満たすものを調査対象とします。

- A. 国による指定・登録の候補となるもの（既に地方公共団体により指定・登録されたものも含める）。
- B. 地方公共団体による指定・登録の候補となるもの。
- C. 上記 A・B の比較資料となるもの。

- ア. 良好な風致景観が形成されているもの。
- イ. 公開されているものについては、広く市民に親しまれているもの。
- ウ. 幕末以後に造成され、現在までに造成・開設後 50 年を経ているもの。又は 50 年に満たないが、調査の趣旨から将来を踏まえ、特に情報を把握しておく必要が認められるもの。

なお、例えば並木道や海岸林等の名勝地については、文化的景観や土木遺産（有形文化財）等、他分野の文化財の観点から評価され得るものもあると思われませんが、そのような重複して評価され得る名勝地についても、今回の調査対象に含めることとします。

#### 2-2. 類型

本調査では、近代の庭園・公園等の名勝地を以下の 7 つの類型に区分します。各類型の詳細については、【実施要領 別紙】を参照して下さい。

- (1) 庭園 (4) 墓園 (7) その他
- (2) 公園 (5) 並木道
- (3) 植物園 (6) 施設内（構内）の園地

## 3. 方法

### 3-1. 調査票の作成

前頁「2. 対象」に示したものについて、次頁「4. 参考とすべき視点・資料」に示すような視点・資料をも参考としつつ、所在及び概要に関する情報収集を行い、類型ごとに別添の【調査票】の様式に基づき一覧表にまとめて下さい。全市区町村ごとに専用の【調査票】を用意してあります。

調査項目を下の表に示します。①～⑩が全類型に共通する項目であり、⑪a～d は庭園・公園・墓園・並木道の各類型のみに関する項目です。

また、【調査票】には、既に文化庁において、過去のアンケートや文献等によって所在を把握している物件を記入してあります。これらの物件については、内容を確認の上、情報の補足・修正を行って下さい。なお、これらの中には、既に消失したもの、及び上記「2-1 選択の条件」を満たさないもの（調査対象外とすべきもの）が含まれている可能性ががありますので、その場合にはその旨を備考欄に記入して下さい。

共通の項目	
①	<b>類型</b> 「2-2」に示した(1)～(7)の中から該当するものを記入する。
②	<b>所在地</b> 市町村名、町名・大字名までを記入する。
③	<b>名称</b> 読みについてもふりがなで記入する。
④	<b>造成・開設年代</b> 年号は和暦と西暦の両方を記入する。
⑤	<b>概要</b> 沿革及び景観構成等の特徴を 200 字以内の文章で記述する。「4-2. 評価に関する重要な視点」を参考にして評価に関する情報も含める。
⑥	<b>保存の状況</b> 地割や変遷の情報を含める。周辺環境の保全状況についても記入する。
⑦	<b>管理の状況</b> 管理主体、公開の有無を含める。
⑧	<b>関連する文化財の有無</b> 国・地方公共団体に指定・登録されている名勝以外の文化財で、関連するものがある場合には、その名称及び指定・登録の年を記入する。
⑨	<b>既往の調査・研究歴・文献等</b> 報告書・論文・文献等の名称を記入する。
⑩	<b>その他(古絵図・古写真等の有無等)</b> 古絵図・古写真等の資料について、有無及び時期等を記入する。

①a	分類 [庭園・公園・墓園のみの調査項目、複数回答可] ○庭園の場合：主庭の様式を次の中から選ぶ。 〔池庭／枯山水／茶庭／芝庭／洋風庭園／その他〕 ○公園・墓園の場合：【実施要領 別紙】に示した分類の中から選ぶ。
①b	施主(属性／氏名) [庭園のみの調査項目] 属性は次の中から選ぶ。 〔実業家・政治家／地方の地主／文化人(数寄寄・芸術家)／旧藩主／その他の個人／宗教法人／官公庁／企業／その他の団体〕
①c	設計・計画者名 [庭園・公園のみの調査項目] 作庭・造園に関与した庭師・造園家の氏名・所属を記入する。
①d	樹種・本数・全長 [並木道のみの調査項目]

### 3-2. 写真等の収集

各物件について、現況写真（2枚程度）、現況平面図、既往の調査報告、その他の関連資料を可能な範囲で収集して下さい。

## 4. 参考とすべき視点・資料

### 4-1. 物件の所在・概要に関する情報収集のための視点・資料

対象となる物件の所在、及びその概要に関する情報については、下記のような視点・資料を用いることにより、さらに網羅的に収集できるようになると思われまますので、参考として下さい。特に、ア～ウについては必ず確認するようにして下さい。

- ア. 国・地方公共団体により建造物として指定・登録された建築に伴う庭園、及び「近代和風建築総合調査」又は「近代化遺産（建造物等）総合調査」の対象となった建築に伴う庭園等。
- イ. 都市公園台帳に記録された公園・植物園・墓園等（都市公園台帳とは、都市公園法に基づき都市公園として都市計画決定された公園等について、公園管理者が作成・保管すべきものであり、各公園の基本的な情報が記載されている。）
- ウ. 各地方公共団体において、景観計画策定の際に調査・収集した景観要素。
- エ. 地方出版社又は新聞社により刊行された各地方の庭園・景観に関する書籍に収録された庭園・その他の名勝地（例；「兵庫県の日本庭園」等）。
- オ. 国・地方公共団体及びその他の団体等により選定された各種の「百選」等のうち、名勝地に関連するもの（「日本の歴史公園100選」、「新・日本街路樹100景」、「日本さくら名所100選」等）。

### 4-2. 評価に関する重要な視点

以下の事項は、個々の物件の評価に際して特に必要となる情報であるため、該当するものがあれば「⑤概要」の欄に具体的に記入して下さい。

### ア. 意匠・構成（計画・設計）

西洋の様式又は近代の思想・感覚により表現された意匠、若しくは近代の明確な理念・構想に基づく計画・設計等のうち、特筆すべきもの。（参考例：名勝旧明倉丈夫氏庭園）

### イ. 技術・材料

近代の科学の発展により、新たに用いられた造園技術・材料等のうち、特筆すべきもの。（参考例：名勝琴ノ浦温山荘庭園）

### ウ. 時代的特色

成立・変遷時の各時代の特性を反映し、歴史的な意義が認められる性質のうち、特筆すべきもの。（参考例：登録記念物(名勝地)鶴舞公園）

### エ. 地域的特色

各地域の歴史・文化・自然環境等を反映した性質のうち、特筆すべきもの。（参考例：名勝再度公園・再度山永久保存地・神戸外国人墓地）

### オ. 象徴性

人々の記憶の中で象徴的な意味を持つ性質、又は芸術・文学等の題材として表現された性質のうち、特筆すべきもの。（参考例：名勝平和記念公園）

### カ. その他

周辺環境と一体となって良好な風致景観が形成されているものうち、特筆すべきもの。その他、その場所以で行われる人間活動やその記憶（土地に関する物語）が景観形成に影響を与え、多くの人々が同じ感覚を共有するようになっている場所のうち、特筆すべきもの等。

※ 上記参考例の概要については、別添の「調査票の記入例」を参照して下さい。

## 5. 提出

調査が終了したら、各都道府県教育委員会文化財主幹課（名勝担当）を通じて、文化庁文化財部記念物課名勝部門に調査成果を提出して下さい。調査票についてはエクセルデータの形式にて、写真又はその他の資料もなるべく電子データにて提出して下さい。都道府県教育委員会から文化庁への提出期日は平成23年2月28日です（厳守）。

## 6. その他

提出された情報は、集計後、文化庁の「近代の庭園・公園等の調査に関する検討会」において利用するとともに、この検討会の報告と合わせて公表する予定です。したがって、公表に支障がある情報については、備考欄にその旨を記入して下さい。

また、今回の調査は全国の所在状況を網羅的に把握することを目的としています。したがって、指定・登録や現地調査の実施に関する所有者からの同意取得の当面の可能性にかかわらず、広く情報を収集して下さい。



## 1. 各類型の説明

本調査では、近代の庭園・公園等の名勝地を以下の7つの類型に区分します。なお、この類型は、調査後、寄せられた事例をもとに再検討する予定です。

- (1) 庭園  
本調査では、建築に付随する伝統的な庭園のみならず、洋風庭園、坪庭、屋上庭園、植物を構成要素としない庭園等を含め、様式・規模・立地・材料等について多様なものを幅広く対象とする。
- (2) 公園  
本調査では、公園とは都市公園法において定められた都市公園、及びこれに類似する施設のことをいう。なお、当初、庭園として造られたが、後に公園とされたもの、又は単独の植物園については、それぞれ庭園・植物園の類型の下に取り扱う。
- (3) 植物園  
本調査では、植物園とは植物の研究又は知識の普及等を目的として、種々の植物を収集・栽培・展示する施設のことをいう。ただし、小規模で公園に含まれるものについては、公園の一部として公園の類型の下に取り扱う。
- (4) 墓園  
本調査では、墓園とは墓所が一团となつてまとまつた施設のことをいう。「○○墓苑」・「○○墓地」・「○○霊園」等と呼ばれているものも含める。
- (5) 並木道  
本調査では、並木道とは道路等に沿って列状に樹木が植栽された施設のことをいう。この類型には、並木道が主たる構成要素となっているもののみを含めることとし、公園や植物園等の中にある並木道については、公園や植物園等の一部としてそれぞれの類型の下に取り扱う。
- (6) 施設内（構内）の園地等  
本調査では、施設内（構内）の園地とは学校・事業所・工場・集合住宅等の敷地内に体系的に整備された園地（緑地・空閑地）のことをいう。ただし、敷地内に体系的に整備された庭園・並木道・広場等を一体的に捉えて評価できるものに限る。例えば、名勝未浄水場園地（石川県金沢市）等がある。  
他方、敷地の一面に整備された庭園・並木道等を主たる構成要素として単独で評価できる場合は、庭園・並木道等のそれぞれの類型の下に取り扱う。
- (7) その他  
上記(1)～(6)の類型には含まれないが、特に人為的に造成・整備されたもの。

【例】①社寺に関連するもの（自然に叢生した社寺林のみならず、計画的に造園された社寺境内の樹林等を含む。）

- ②土木関連施設（砂防施設・治水施設等で造園的性質を持つもの。）
- ③動物園・水族園・遊園地等（造園作品として意味のあるもの。史跡の指定地と重複し、当該史跡の保存の観点から移転・撤去が予定され又は望まれるものを除く。）

## 2. 公園・墓園の分類

公園・墓園については、必要に応じて都市公園台帳又は『日本公園百年史』等を参照し、下記の分類から該当するものを選び、調査項目⑩aに記入する。複数回答可。

### ○ 公園の分類

- (1) 江戸時代に遊園地として開放され、事実上、公園等としての役割を果たしていた土地等（郊外散策地、社寺境内、群衆遊楽地、観賞園地等）  
例) 円山公園（京都市京都市）
- (2) 近代以降に新たに開設された公園等  
ア. 明治6年の太政官第16号に基づき開設された公園等  
例) 奈良公園（奈良県奈良市）・横浜公園（神奈川県横浜市）  
イ. 明治22年の東京市区改正条例に基づき開設された公園等及びこれと並行して全国に開設された公園等  
例) 鶴舞公園（愛知県名古屋）  
ウ. 昭和14年の東京緑地計画、昭和15年の都市計画法改正に関連して設置された公園  
エ. 第二次世界大戦後の戦災復興計画に基づき開設された公園等  
オ. その他の特質により分類すべき公園等  
ア. 明治初頭の外国人居留地に関連して設置された公園等  
例) 山手公園（神奈川県横浜市）  
イ. 大正12年の関東大震災の復興を契機として開設された公園等  
例) 山下公園（神奈川県横浜市）  
ウ. その他、地域性、開設に至る経緯等の観点から特質を有する公園等  
例) 函館公園（北海道函館市）・平和記念公園（広島県広島市）

### ○ 墓園の分類

- (1) 江戸時代の墓地に起源を持ち、後に計画的に修景・整備された墓地
- (2) 近代の都市計画に基づき設置された墓地
- (3) 戦災復興により設置された墓地
- (4) 外国人墓地
- (5) その他





## 参考 1

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指  
定基準(抄)・登録記念物登録基準(抄)

## ■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝 天然記念物指定基準(抄)

(昭和二十六年五月十日 文化財保委員会告示第二号)

(昭和三十年五月二十五日 文化財保護委員会告示第二十九号 改正)

(平成七年三月六日 文部省告示第二十四号 改正)

### 名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

### 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

## ■登録記念物登録基準(抄)

(平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四十六号)

### [名勝地関係]

公園、庭園その他の名勝地(名勝及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

## 参考 2

### 国及び地方公共団体指定名勝・登録記念物（名勝地） 一覧表（近代の庭園・公園等のみ）



国指定・登録

指定

庭園			
1	北海道	函館市	旧岩船氏庭園(香雪園)
2	北海道	平川市	盛美園
3	青森県	弘前市	瑞楽園
4	青森県	黒石市	金平成園(澤成園)
5	宮城県	石巻市	齋藤氏庭園
6	秋田県	大仙市	旧池田氏庭園
7	山形県	酒田市	本間氏別邸庭園(鶴舞園)
8	千葉県	野田市	高梨氏庭園
9	東京都	北区	旧古河氏庭園
10	東京都	台東区	旧朝倉文夫氏庭園
11	東京都	国分寺市	殿ヶ谷戸庭園(随耳園)
12	神奈川県	横浜市	三溪園
13	三重県	桑名市	旧諸戸氏庭園
14	三重県	桑名市	諸戸氏庭園
15	滋賀県	長浜市	慶雲館庭園
16	京都府	京都市	清風荘庭園
17	京都府	京都市	無鄰庵庭園
18	京都府	京都市	平安神宮神苑
19	京都府	京都市	對龍山荘庭園
20	京都府	京都市	白沙村荘庭園
21	京都府	京都市	杉本氏庭園
22	奈良県	奈良市	依水園
23	和歌山県	海南市	琴ノ浦温山荘庭園
24	島根県	津和野町	旧堀氏庭園
25	山口県	防府市	毛利氏庭園
26	福岡県	柳川市	松濤園
27	福岡県	飯塚市	旧伊藤傳右エ門氏庭園
28	佐賀県	神埼市	九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園

公園

1	神奈川県	横浜市	山手公園
2	京都府	京都市	円山公園
3	奈良県	奈良市	奈良公園
4	兵庫県	神戸市	再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地
5	広島県	福山市	鞆公園
6	広島県	広島市	平和記念公園
7	香川県	観音寺市	琴弾公園

並木道

1	秋田県	仙北市	檜木内川堤(サクラ)
2	岐阜県	池田町	霞間ヶ溪(サクラ)
3	愛知県	江南市・一宮市	木曾川堤(サクラ)

施設内(構内)の園地

1	石川県	金沢市	末浄水場園地
---	-----	-----	--------

その他

1	群馬県	藤岡市	三波川(サクラ)
---	-----	-----	----------

※「再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地」は「公園」の類型の中に入るが、神戸外国人墓地と再度山永久植生保存地がそれぞれ、「墓園」、「その他」の類型の要素をもつものである。

登録

庭園			
1	青森県	黒石市	鳴海氏庭園
2	青森県	弘前市	旧菊池氏庭園(弘前明の星幼稚園庭園)
3	青森県	弘前市	揚亀園
4	栃木県	足利市	巖華園
5	栃木県	足利市	物外軒庭園
6	埼玉県	川越市	旧山崎氏別邸庭園
7	千葉県	野田市	野田市市民会館(旧茂木佐平治氏)庭園
8	東京都	練馬区	牧野記念庭園(牧野富太郎宅跡)
9	東京都	台東区	国立西洋美術館園地
10	新潟県	新発田市	旧石崎氏庭園
11	福井県	坂井市	坪川氏庭園
12	長野県	長野市	旧山寺常山氏庭園
13	長野県	長野市	大木氏庭園
14	長野県	長野市	象山神社園池
15	長野県	長野市	野中氏庭園
16	大阪府	豊中市	西山氏庭園
17	兵庫県	神戸市	相楽園
18	兵庫県	三木市	小河氏庭園
19	兵庫県	加古川市	みとろ苑庭園
20	兵庫県	姫路市	梶原氏(西梶原)庭園
21	和歌山県	高野町	光台院庭園
22	和歌山県	高野町	西禅院庭園
23	和歌山県	高野町	正智院庭園
24	和歌山県	高野町	本覚院庭園
25	和歌山県	高野町	桜池院庭園
26	鳥取県	智頭町	石谷氏庭園
27	鳥取県	倉吉市	小川氏庭園
28	島根県	津和野町	亀井氏庭園
29	岡山県	津山市	旧梶村氏庭園
30	広島県	三原市	船木氏庭園
31	佐賀県	武雄市	旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園(御船山楽園)
32	長崎県	島原市	旧伊東氏庭園
33	鹿児島県	志布志市	清水氏庭園
34	鹿児島県	志布志市	鳥濱氏庭園

公園

1	北海道	函館市	函館公園
2	神奈川県	横浜市	山下公園
3	神奈川県	横浜市	横浜公園
4	福井県	越前市	花筐公園
5	愛知県	名古屋市	鶴舞公園
6	兵庫県	神戸市	東遊園地
7	山口県	宇部市	常盤公園
8	福岡県	福岡市	大濠公園
9	長崎県	長崎市	平和公園

並木道

1	神奈川県	横浜市	日本大通り
---	------	-----	-------



庭園

1	北海道	八雲町	梅村庭園
2	<b>青森県</b>	<b>弘前市</b>	<b>成田家庭園</b>
3	<b>青森県</b>	<b>弘前市</b>	<b>貞昌寺庭園</b>
4	<b>秋田県</b>	<b>大館市</b>	<b>鳥潟会館(旧鳥潟家住宅)庭園</b>
5	埼玉県	熊谷市	星溪園
6	埼玉県	川口市	川口市母子福祉センター(旧 鋳物問屋鍋平別邸)
7	埼玉県	入間市	豊泉寺の庭園
8	埼玉県	ふじみ野市	竹親庭(三上家庭園)
9	<b>千葉県</b>	<b>松戸市</b>	<b>旧徳川昭武松戸別邸(戸定邸)庭園</b>
10	<b>千葉県</b>	<b>佐倉市</b>	<b>旧堀田正倫別邸庭園</b>
11	東京都	港区	旧岩崎邸庭園
12	<b>東京都</b>	<b>文京区</b>	<b>旧安田楠雄邸庭園</b>
13	<b>東京都</b>	<b>江東区</b>	<b>清澄庭園</b>
14	東京都	日野市	百草園
15	神奈川県	相模原市	相模女子大学フランス庭園
16	新潟県	長岡市	外山家庭園
17	新潟県	長岡市	楽山苑
18	石川県	金沢市	辻家庭園
19	石川県	金沢市	西家庭園
20	石川県	中能登町	円光寺庭園
21	福井県	敦賀市	天理教越乃国大教会
22	<b>長野県</b>	<b>松本市</b>	<b>中田氏の庭園</b>
23	滋賀県	大津市	蘆花浅水荘庭園
24	<b>滋賀県</b>	<b>近江八幡市</b>	<b>杉原氏庭園</b>
25	京都府	京都市	大橋家庭園
26	京都府	京都市	廣誠院庭園
27	京都府	京都市	東福寺即宗院庭園
28	京都府	京都市	大聖寺庭園
29	京都府	京都市	勧修寺庭園
30	京都府	京都市	白河院庭園
31	京都府	京都市	光雲寺庭園
32	京都府	京都市	角屋の庭
33	京都府	京都市	美濃幸(清水家十牛庵)
34	大阪府	大阪市	慶沢園
35	大阪府	大阪市	旧藤田邸庭園
36	大阪府	大阪市	井上家庭園(巨石壺庭)
37	大阪府	岸和田市	五風荘庭園
38	和歌山県	紀の川市	御池坊庭園
39	香川県	丸亀市	中津万象園
40	香川県	坂出市	香風園
41	<b>愛媛県</b>	<b>新居浜市</b>	<b>旧広瀬邸内庭(広瀬公園)</b>
42	愛媛県	大洲市	臥龍山荘
43	福岡県	久留米市	上野家庭園
44	熊本県	八代市	栽柳園
45	鹿児島県	霧島市	旧田中家別邸庭園

公園

1	秋田県	秋田市	千秋公園
2	山形県	酒田市	日和山公園
3	栃木県	佐野市	城山公園
4	<b>東京都</b>	<b>中野区</b>	<b>哲学堂公園</b>
5	<b>東京都</b>	<b>町田市</b>	<b>福王寺旧園地(薬師池公園)</b>
6	富山県	射水市	兜山公園
7	石川県	かほく市	妙鏡寺跡つつじ園
8	福井県	勝山市	竜谷公園
9	長野県	長野市	川谷つつじ山公園
10	長野県	須坂市	臥竜公園(臥竜山)
11	長野県	富士見町	富士見公園
12	三重県	津市	偕楽公園
13	三重県	津市	香良洲公園
14	奈良県	山添村	長久寺・智龍公園
15	<b>広島県</b>	<b>呉市</b>	<b>二級峡公園</b>
16	広島県	呉市	二河峡公園
17	愛媛県	大洲市	臥龍及び亀山公園
18	愛媛県	大洲市	紅葉山(稲荷山公園)
19	愛媛県	四国中央市	疏水公園(戸川公園)
20	福岡県	八女市	合瀬耳納公園
21	長崎県	長崎市	伊王島灯台公園
22	<b>大分県</b>	<b>竹田市</b>	<b>納池公園</b>
23	大分県	竹田市	稲葉公園
24	鹿児島県	南種子町	門倉・前之浜自然公園

並木道

1	秋田県	北秋田市	松栄桜並木
2	秋田県	美郷町	松・杉並木
3	埼玉県	幸手市	権現堂堤
4	<b>三重県</b>	<b>伊勢市</b>	<b>宮川堤(第4号宮川堤公園)</b>
5	大阪府	大阪市	御堂筋銀杏並木

その他

1	愛知県	東海市	聚楽園大仏及び境内地
---	-----	-----	------------



## 参考 3

### 関係法令集

■文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）抜粋

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則  
（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）  
最終改正：平成十七年三月二十八日文部科学省令第十一号

■文化財保存事業費関係国庫補助要項

- 史跡等保存管理計画等策定費国庫補助要項
- 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項
- 指定文化財管理費国庫補助要項
- 史跡等購入費国庫補助要項
- 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費国庫補助要項

■文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海

浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九條、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一條第一項第四号、第五十三條第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

### 第三章 有形文化財

#### 第一節 重要文化財

##### 第二款 管理

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任すべき者(以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場

合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第十二章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

#### 第二節 登録有形文化財

#### (有形文化財の登録)

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### (告示、通知及び登録証の交付)

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### (登録有形文化財の登録の抹消)

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

#### (登録有形文化財の管理)

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づき文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のために必要な管理(当該登録有形文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

#### (登録有形文化財の滅失、き損等)

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

#### (登録有形文化財の所在の変更)

第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

#### (登録有形文化財の修理)

第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。



(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

### 第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

る。

### 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。



(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でない認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者

並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状

又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (登録記念物)

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第十一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第十三条から第二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第十一条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づ

く占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第十三条第一項中「不適當であると明らかと認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二十條中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づいて文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二十條中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

#### 第十一章 文化審議会への諮問

第五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
- 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消(第三十三条で

準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)

- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
  - 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
    - 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
    - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
    - 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
    - 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
    - 五 国による重要文化財の買取り
    - 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択
    - 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
    - 八 重要有形民俗文化財の買取り
    - 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択
    - 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
    - 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
    - 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
    - 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
    - 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
    - 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
    - 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
    - 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
    - 十八 第八十四条第一項の政令(同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。)の制定又は改廃の立案

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第八十七条 都道府県の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。



(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

## ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正:平成十七年三月二十八日文部科学省令第十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置

をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項第一号又の管理のための計画(以下「管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理計画を定めた教育委員会
  - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
  - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

## ■文化財保存事業費関係国庫補助要項

### ○史跡等保存管理計画等策定費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成20年4月1日

#### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存管理の万全を期するため、史跡等の保存管理計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等(以下「歴史の道」という。)とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

#### 3. 補助対象事業及びその内容

補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 史跡等保存管理計画策定事業

ア. 補助対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存管理計画策定の事業とする。ただし、指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有であるもの、環境整備事業が完了しているもの及び指定地域が墳墓、旧宅、単木等面積として狭小なものに関する事業は補助対象としないものとする。

イ. 補助事業の内容は、1指定地域につき原則として2か年継続事業とし、第1年次は、当該指定地域について航空写真実測又は地上実測によって、原則として1,000分の1の縮尺の現況地図を作成し、第2年次は、その現況地図をもとに保存管理計画の策定を行うものとする。ただし、既に必要な現況地図が作成されている史跡等については、保存管理計画の策定のみを内容とする単年度事業とすることができるものとする。

##### (2) 歴史の道総合計画策定事業

ア. 歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備活用計画の策定

イ. 計画策定を行うために必要な調査

#### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりにする。

##### (1) 主たる経費

ア. 史跡等保存管理計画策定事業

(ア) 測量、図化経費

(イ) 管理計画策定経費

(ウ) 管理計画書印刷経費

イ. 歴史の道総合計画策定事業

(ア) 調査経費

(イ) 計画策定経費

(ウ) 報告書作成経費

(2) その他の経費

事務経費

#### 5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体である場合にあつては、補助対象経費の5分の4とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

### ○史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成23年4月1日

#### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第118条、法第120条及び法第172条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第132条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等(以下「歴史の道」という。)とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の保存整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 補助事業者

補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 史跡等保存整備事業

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第113条及び法第172条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。



(2) 登録記念物保存整備事業  
補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第133条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

(3) 歴史の道保存整備事業  
地方公共団体とする。

3. 補助対象事業  
補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物又は歴史の道の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

(1) 史跡等保存整備事業

① 復旧(保存修理)  
ア旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事  
イ庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事  
ウ古墳等の盛土、石積等の工事  
エその他史跡等の保存上必要な復旧工事

② 環境整備  
ア史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、基壇造成、覆屋設置等工事  
イ史跡等及びその周辺地における雑木、雑草の除去、張芝、修復等工事  
ウ史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事  
エ史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等  
便益施設等工事

③ 保存施設  
史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

④ 防災施設  
ア史跡等の重要な構成要素をなす建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病害虫の防除等の措置  
イ史跡等の重要な構成要素をなす地形等について行う土砂災害の防止等の措置

⑤ 災害復旧

⑥ 上記工事等の実施に必要な措置  
ア史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量  
イ工事実施のための設計監理  
ウ保存整備事業に係る工事報告書の作成

(2) 登録記念物保存整備事業

① 設計監理  
登録記念物の復旧(保存修理)、環境整備等に必要な工事(上記

(1)①～⑤に掲げるものと同様の工事)に係る設計監理

② 保存施設  
登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

③ 上記②の実施に必要な措置  
ア登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量  
イ保存整備事業に係る工事報告書の作成

(3) 歴史の道保存整備事業

① 復旧(保存修理)  
ア道の補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に関わる整備工事  
イ本陣、茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事

② 環境整備  
歴史の道の情報発信設備、休憩設備の整備工事

③ 保存施設  
歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事

4. 補助対象経費  
補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費  
ア復旧、修理及び整備工事経費  
イ遺構等調査並びに測量及び図化経費  
ウ保存施設設置工事経費  
エ防災設備等工事経費  
オ設計料及び監理料

(2) その他の経費  
ア工事報告書印刷経費  
イ事務経費

5. 補助金の額  
補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の70%とする。

(2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあつては、補助対象経費の80%とする。

(3) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(4) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、

財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

## ○指定文化財管理費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成20年4月1日

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物(以下「指定文化財」という。)の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び文化財保護法第172条第1項の規定により指定された地方公共団体その他の法人(以下「国有文化財の管理団体」という。)が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及び国有文化財の管理団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者又は管理団体が行う次の(1)から(4)までの事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業(ただし、地方公共団体所有の物件に係るものは除く。)、地方公共団体が自ら行う(5)の事業又は国有文化財の管理団体が行う(6)の事業とする。

#### (1) 防災設備保守点検等

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

#### (2) 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫及び雪降し等小修理事業

#### (3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

所有者又は管理団体が行う名勝等に指定された庭園で荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整容等事業、又は指定文化財である民家の屋根構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

#### (4) 燻蒸・殺虫

所有者又は管理団体が行う指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

#### (5) 文化財保護管理指導

都道府県(指定都市を含む。)の教育委員会が管内の文化財の状況を常時把握し、必要な指導を行うための文化財管理指導事業

#### (6) 国有文化財の見廻り看視及び清掃

国有文化財の管理団体が行う文部省所管文化庁所属の国有財

産(土地の面積が原則として300平方メートル以上あるもの)の滅失、き損、不法占拠等を防止するための見廻り看視、及び荒廃を 방지、国民一般に親しまれるための清掃(除草を含む。以下同じ)ただし公園及び管理団体が有料公開している国有文化財並びに島、岩石地、池、沢、森林等で清掃の必要のない国有文化財を除く

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### 主たる事業費

ア防災設備保守点検等に要する経費

イ差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理に要する経費

ウ名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備に要する経費

エ燻蒸・殺虫に要する経費

オ文化財保護管理指導に要する経費

エ国有文化財の見廻り看視及び清掃に要する経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、(1)から(5)の事業については補助対象経費の2分の1、(6)の事業については補助対象経費の5分の4とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

## ○史跡等購入費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成17年4月1日

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条又は第110条第1項の規定により指定又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等の保存のために行う次に掲げる土地の買上げ等(別に定める基準によりあらかじめ文化庁長官の承認を受けて先行取得された土地を地方公共団体が土地開発公社等から再取得し、又は地方公共団体が先行取得に係る地方債を償還する事業を含む。)の事業とする。

(1) 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等

(2) 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等

(3) 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等

(4) 史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要である地域にある土地の買上げ等

(5) 歴史上又は学術上の価値が極めて高く史跡等に指定して保存する必要があると認められる記念物のうち、史跡等指定について所有者その他の権利者の同意が得られている等指定を行うことが確実な状況となっているもので、当該地域を公有化しなければ指定し、保存することが困難であるものに係る前各号に該当する土地の買上げ等

#### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

##### (1) 主たる事業費

ア 土地購入経費

イ 建物等物件購入経費

ウ 立木竹、建物等移転補償経費

エ 先行取得地の再取得等経費

##### (2) その他の経費

事務経費

#### 5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4とする。

### ○史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費国庫補助要項

平成23年4月1日 文化庁長官決定

#### 1. 趣旨

この要項は、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業実施要項(平成23年4月1日文化庁長官決定)により策定される計画に基づき、史跡、名勝、天然記念物(以下「史跡等」という)及び埋蔵文化財を公開活用し、観光振興・地域活性化を推進する事業等に必要経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

#### 3. 補助対象事業等

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のた

めに行う次に掲げる事業とする。

ただし、ア～オの事業を行おうとする場合は、ア～スに掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

ア. 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備(生態系の復元的整備を含む)

イ. 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元

ウ. 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置・改修

エ. 史跡等の野外観察等のための施設の設置・改修

オ. 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置・

改修

カ. 史跡等の範囲や全体像を理解するために必要な模型等の製作

キ. 史跡等における便益施設(休憩施設・便所等)の設置、管理運営施設の設置

ク. 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備

ケ. 埋蔵文化財センター(埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設)の収蔵・防災及び展示設備整備

コ. 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置

サ. 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報資料の作成及び配信に関する事業

シ. 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業

ス. 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財(出土品・記録類)の分類・再分類・収納・再収納等

#### 4. 補助対象経費

##### (1) 主たる事業費

ア. 史跡等の復元的整備工事経費

イ. 歴史的建造物等の復元工事経費

ウ. 遺構等露出保存展示施設設置・改修工事経費

エ. 野外観察施設設置・改修工事経費

オ. ガイダンス等施設設置・改修工事経費

カ. 遺構等模型設置工事経費

キ. 便益施設等設置工事経費

ク. 遺構等調査・環境整備等経費

ケ. 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費

コ. 案内板・説明板等設置経費

サ. 広報・資料作成及び配信等に要する経費

シ. 体験学習会等に要する経費

ス. 台帳作成等に要する経費

セ. 設計料及び監理料

ソ. その他の工事経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じた額とする。